

# 添 付 資 料

# 目 次

整理番号	タイトル	頁
000	目次	281
001	参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表	282
002	参考2 工事請負契約に係る提出書類の書式	296
010	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る工事契約手続き	350
011	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関連様式	352
020	下請契約報告事務取扱要領	363
021	下請報告・施工体制台帳（別記様式1～5）	364
030	土木請負工事における安全・訓練等の実施報告書について	371
100	工事現場立入点検実施要領（別記様式1～3）	374
200	熊本県不良不適格業者排除対策実施要領	380
210	熊本県談合情報処理要領(抜粋) 公表	382
300	入札・契約手続きにおける監理技術者又は主任技術者等の資格等確認マニュアル（通知）監第1620号	388
400	熊本県一般競争入札等事務手続処理要領（公表）	392
500	熊本県公共工事関係契約約款	400
510	工事費内訳書確認事務処理要領（公表）	414
520	熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱(公表)	418
530	熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（抜粋）公表	428
610	契約後VE方式実施要領(抜粋)	432
700	熊本県建設業者立入検査実施要項(公表)	442
710	県工事に係る施工体制台帳の作成の徹底について【公表】	444
730	アイドリングストップ記録票点検票	448
900	書式の統一	450

## 参考 1

# 共通仕様書における 「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
<b>第1編 共通編</b>									
<b>第1章 総則</b>									
1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質	1-1-1	・SI単位と非SI単位との数値が異なる場合	1-1-3	・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料	1-1-23	・特定建設資材の分別解体等及び再資源化
1-1-5	・詳細な施工計画書			1-1-2	・電子納品の形式・納品方法			1-1-32	・履行報告
1-1-11	・工事用地等の復旧方法	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達	1-1-22	・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合	1-1-4	・工程表	1-1-34	・地下埋設物等を発見した場合
1-1-16	・調査・試験に対する協力					1-1-5	・着手前に施工計画書(当初・変更)	1-1-38	・環境への影響が予知され又は発生した場合
1-1-17	・工事の一時中止	1-1-5	・施工計画書の記載内容の省略	1-1-30	・定めのない工種の施工管理	1-1-14	・施工体制台帳及び施工体系図	1-1-39	・文化財を発見した場合
1-1-20	・支給材料及び貸与品の引渡場所及び返還	1-1-22	・建設副産物の任意仮設工事への使用	1-1-34	・地下埋設物等々に損害を与えた場合の補修	1-1-19	・工期変更の協議書	1-1-41	・設計図書及び契約そのものが諸法令と矛盾等している場合
1-1-21	・工事現場発生品の引渡し場所	1-1-34	・公衆に迷惑を及ぼす施工方法	1-1-48	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-20	・支給材料及び貸与品の請求書	1-1-42	・関係官公庁への手続き内容(事前)
1-1-28	・修補の必要があると認めた場合		・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用			1-1-22	・建設発生土搬出帳票及び廃棄物管理票	1-1-48	・官公庁との交渉等の内容
1-1-29	・工事の出来高に関する資料の作成						・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-48	・業務の遂行により発明又は考案したとき
1-1-34	・地下埋設物の処置	1-1-35	・軽微なものを野焼きする場合			1-1-24	・工事材料の品質を証明する資料	1-1-50	・臨機の措置を講じた場合の内容
1-1-36	・工事検査に必要な仮設物の存置	1-1-43	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合			1-1-25	・監督職員の立会願		
1-1-37	・事故報告書の提出期日						・施工管理記録、写真等の資料		
1-1-38	・環境への影響が予知され又は発生した場合	1-1-44	・用地幅杭、測量標及び多角点等の移設			1-1-26	・出来形数量及び出来形図		
1-1-39	・文化財を発見した場合の処理						・出来形測量に基づく出来形図		
1-1-42	・関係官公庁への手続きが困難な場合					1-1-27	・工事完成図		
1-1-44	・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合					1-1-29	・工事の出来高に関する資料		
	・測量標及び多角点を設置するための基準点					1-1-30	・施工管理記録		
1-1-45	・提出書類の書式等に定めのない場合					1-1-35	・火薬類の使用計画書		
						1-1-37	・事故報告書		
						1-1-38	・第三者に損害を与えた場合の回避可否に関する判断資料		
						1-1-38	・使用する建設機械の写真		
						1-1-40	・工事用道路の施工計画書		
						1-1-42	・法令、条例等による許可書類の写し		
						1-1-43	・官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合の理由を付した書面		
						1-1-44	・工事測量の結果		
						1-1-45	・工事請負契約に係る提出書類		
						1-1-46	・創意工夫等に関する資料		
						1-1-49	・発注者用掛金収納書		

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
<b>第1編 第2章 材料</b>									
2-1-2	・工事材料	2-1-2	・指示された工事材料	2-1-1	・環境負荷低減に資する物品等の使用	2-1-2	・監督職員が指示する工事材料の見本又は資料（使用前）	2-7-1	・アルカリ骨材反応抑制対策の方法及び使用した骨材の試験結果
2-1-3	・工事材料の試験及び検査	2-6-3	・JIS及び土木学会基準に適合しない混和材料を使用する場合	2-4-10	・セメント安定処理に高炉セメント以外を使用する場合			2-8-4	・プラント再生用添加剤の密度及び組成分析
				2-6-1	・セメントに高炉セメントB種以外を使用する場合				
<b>第1編 第3章 施工共通事項</b>									
3-2-2	・工事記録の提出	3-3-2	・誤って仕上げ面を超えて発破を行ったときの修復工法	3-2-2	・基準点及び水準点の移設	3-2-2	・工事記録	3-2-2	・観測記録
		3-3-3	・水中盛土の工法及び材料等	3-3-1	・工事目的物に影響する湧水が発生した場合		・移設した基準点及び水準点の成果図	3-3-1	・湧水発生により行った応急措置
		3-3-7	・誤って仕上げ面を超えて発破を行ったときの修復工法		・設計図書に伐開物の処理及び除去作業区分が示されていない場合	3-3-3	・盛土方法が設計図書に示されていない場合の施工方法	3-3-2	・崩落、地滑り等が生じた場合又はそのおそれがある場合の措置
		3-3-8	・受入れ地の地形が実測困難な場合		・設計図書に表土の運搬場所が指定されていない場合	3-3-8	・受入れ地の地形を実測した資料	3-3-3	・地盤沈下等に伴う応急措置を行った場合
		3-4-2	・杭先端部の球根形状	3-3-2	・土質の著しい変化及び予期しない埋設物を発見した場合	3-4-1	・杭の施工記録	3-4-2	・鋼杭の溶接結果
			・遮へいした場合等の溶接作業		・崩落、地すべり等が生じた場合、又はそのおそれがある場合の対策方法	3-4-2	・埋込み工法における支持層の確認結果	3-5-4	・植物が枯死した場合の原因調査及び再施工の結果
		3-4-3	・設計図書に示す鉄筋加工、組立、継手以外の場合		・基礎地盤の支持力が得られない場合等	3-4-3	・溶接工の資格証明書の写し	3-6-3	・発芽不良箇所が生じた場合の原因調査及び再施工の結果
		3-4-5	・沈下に際し火薬類を使用する場合		・発破施工時の防護柵等が設計図書に示されていない場合	3-6-6	・床掘完了後の杭頭部の杭径確認写真	3-7-2	・芝が枯死した場合の原因調査及び再施工の結果
		3-4-6	・減圧沈下を併用する場合	3-3-3	・盛土する地盤に予期しない不良地盤が現れた場合の処理方法	3-7-2	・アンカー一定着部位置の確認結果	3-7-9	・アルカリ骨材抑制対策の方法
		3-5-5	・練石積（張）工の合端のモルタル目地		・沈下等の有害な現象があった場合の処理方法	3-7-3	・製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料	3-9-4	・ガス圧接部の欠陥による外観検査及び超音波深傷検査の結果
		3-7-3	・示方配合の修正等が必要な場合		・盛土基礎地盤に支持力が得られない場合又は均等性に疑問がある場合	3-7-3	・JISマーク表示認定工場のレディミキストコンクリートを用いることが困難な場合の品質確認資料	3-11-2	・路床及び路盤面に異常を発見した場合
		3-7-7	・全塩化物イオン量の許容値を0.6kg/m <sup>3</sup> 以下とする場合		・地盤の沈下又は滑動等が生じるおそれがある場合の処置方法	3-7-3	・示方配合の修正が必要な場合の変更示方配合表	3-11-4	・路盤面に異常を発見した場合
		3-7-12	・伸縮継目の目地の材質等が設計図書に示されていない場合	3-3-4	・路体盛土工の締めめ基準を確保できない場合の処理方法	3-9-3	・鉄筋組立て完了後の検査結果	3-13-2	・CBRを満足しない場合
		3-9-3	・コンクリート製等以外のスペーサを用いる場合		・路床盛土工の締めめ基準を確保できない場合の処理方法	3-9-4	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法	3-13-5	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合
		3-9-4	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法	3-3-5	・路床盛土工の締めめ基準を確保できない場合の処理方法	3-10-1	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法	3-13-6	・配合試験と一軸圧縮試験による目標強度の結果
			・ガス圧接部の欠陥による指定の検査により難しい場合	3-3-6	・法面の安定を欠く場合及び法面の不陸を招くおそれのある場合	3-11-3	・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料	3-13-6	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合
		3-10-1	・遅延剤、流動化剤等を使用する場合			3-9-4	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法	3-13-7	・地下埋設物を発見した場合
		3-10-2	・特殊な混和剤を使用する場合			3-10-1	・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料	3-13-7	・掘削面に異常を発見したとき
		3-10-3	・コンクリートを静水中以外に打込む場合			3-11-3	・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料	3-20-7	・電気事業主任技術者の選任
		3-10-4	・海水の作用を受けるコンクリートの打継目			3-13-2	・安定材の試験成績書		
						3-13-6	・CBR試験結果		
						3-13-6	・薬液注入に伴う現場責任者の経歴書		
							・注入の効果が確認できる資料		

		3-11-3	・下層路盤の締め固めで路床の状態等により規格値が満足できない場合	3-3-7	・床掘り崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合の対応等				
--	--	--------	----------------------------------	-------	----------------------------------	--	--	--	--

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
		3-11-3	・セメント量及び石灰量 ・一軸圧縮試験の省略 ・セメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度 ・安定処理の締め固めで路床の状態等により規格値が満足できない場合 ・混合物排出時の温度 ・気温が指定温度以下のとき及び雨天時の施工 ・瀝青材料の品質証明書	3-3-8	・湧水等の規模が大きく床掘りが困難な場合の施工方法 ・設計図書に示す断面を越えて既設構造物等を切削する場合 ・水中埋戻しを行う場合の施工方法 ・埋戻し用土に有害物を含む場合 ・指定場所以外に建設発生土を処分する場合の処分方法等 ・受入れ地の施工条件について設計図書に示されていない場合	3-20-1	・仮設工の施工計画書		
		3-11-4	・暑中、寒中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法	3-4-1	・試験杭の施工状況による杭の打込み長さ ・杭が破損、わん曲等が発生したとき又は打込み傾斜の著しい場合 ・打込み不能又は指定の支持力に達しない場合の処置方法				
		3-13-2	・安定材の試験成績書 ・使用する安定材の添加量及び土のCBR試験結果 ・粉状の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合	3-4-2	・土質状況等により設計図書により難しい場合 ・設計図書に示されていない場合の溶接の個数及び箇所				
		3-13-6	・薬液中に伴う現場責任者 ・薬液注入の工法及び材料	3-4-3	・杭径が出来形管理基準を満たさない場合の補修方法				
		3-21-2	・濁水処理施設を設置する場合の濁水処理施設設計図書等	3-4-5	・著しく沈下が困難な場合の処理方法				
		3-21-3	・試験結果より漏水対策を講じる必要がある場合の方法	3-4-7	・矢板が入らない、あるいは破損及び打込み傾斜の著しい場合				
				3-5-1	・排水孔の位置が設計図書に示されていない場合の施工方法				
				3-6-4	・湧水が発生した場合の施工方法 ・伸縮目地、水抜き孔の施工において設計図書により難しい場合				
				3-6-6	・周辺地盤、アンカー定着地盤に影響がある場合 ・削孔が不能となった場合の処置方法				
				3-7-1	・コンクリート使用量が少量で共通仕様書に				

				3-7-2	よらない場合				
				3-9-4	・トラックアジテータ以外を使用する場合 ・鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合の処置方法				

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
				3-11-2	・路床及び路盤面に異常を発見した場合の処置方法				
				3-11-3	・瀝青材料の加熱温度				
					・路盤面に異常を発見した場合の処置方法				
				3-11-4	・路盤面に異常を発見した場合の処置方法				
				3-12-2	・防護柵の設置位置に支障がある場合又は示されていない場合				
					・金具類の規格及び塗装等が設計図書に示されていない場合				
				3-13-1	・改良工法、改良材、投入量の変更を行う場合				
				3-13-2	・所定のCBRを満足しない場合の処理方法				
				3-13-5	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法				
				3-13-6	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法				
					・地下埋設物を発見した場合の対応方法				
				3-13-7	・掘削面に異常を発見した場合の処置方法				
				3-15-1	・復旧する耕土厚の確保が困難となった場合				
				3-16-2	・発生土が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-16-3	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-17-8	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-17-9	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-17-11	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-18-1	・境界杭の設置が設計図書に示されていない場合				
					・隣地地権者との間にトラブルが生じた場合				
				3-18-2	・境界杭が設計図書に示す深さに埋設できないとき				

				3-19-3	・鋼矢板及びH鋼杭の引き抜き後、地盤に変化が生じた場合				
				3-19-4	・根固めブロックに付着した土砂、泥土ごみを現場内において取り除いた後、運搬し難い場合				
					・道路施設の撤去で損傷等の悪影響が生じた場合の措置				

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
				3-19-5	・設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合の処分方法				
				3-20-9	・粉じん濃度3mg/m3を達成することが困難と考えられる場合				
				3-20-10	・工事車両が車輪に泥土、土砂を付着したまま現場外に出るおそれがある場合				
					・工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合				
				3-21-2	・濁水処理後の汚泥等の処理方法				

**第2編 工事別編**  
**第1章 ほ場整備工事**

1-2-2	・根株等の処理を適正に処理する以外の場合	1-2-2	・石礫の処理を地区外に処理する場合	1-2-2	・計画以外の場所で排水及び湧水処理を行う必要が生じた場合				
				1-3-4	・暗渠排水の効果が阻害されるおそれがある場合				
				1-4-5	・取水口及び分水施設が現地と適合しない場合				
				1-4-6	・樹、管渠、呑口、吐口が現地と適合しない場合				

**第2編 第2章 農地造成工事**

				2-3-1	・計画以外の箇所暗渠排水の必要があると認められるときの処理方法	2-5-1	・土壌改良材の保証票	2-3-1	・計画以外の箇所暗渠排水の必要があると認められるとき
				2-3-2	・伐開物の処分方法				
					・設計図書に抜根及び排根の集積場所及び処理方法が示されていない場合				
					・岩盤又は転石等、不適当な土質、多量の湧				

				2-5-1	水が出現した場合 ・設計図書に雑物及び石礫の処理方法が示されていない場合				
--	--	--	--	-------	---	--	--	--	--

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
<b>第2編 第3章 農道工事</b>									
3-13-2	・側溝設置による勾配	3-8-5	・指針の規定以外の施工方法による場合	3-3-1	・路床面の支持力が得られない場合又は均等性に疑問がある場合				
3-14-4	・区画線の施工場所、施工方法、施工種類	3-9-2	・自由勾配側溝の底版コンクリート厚さが設計図書により難しい場合	3-6-6	・盛土及び壁面材に異常な変位が観測された場合				
		3-14-3	・規定の品質以外の反射シートを用いる場合	3-8-5					
				3-9-2	・設計図書に示された据付勾配により難しい場合				
					・設計図書に示された水路勾配により難しい場合				
					・軟弱地盤が出現した場合の施工方法				
					・コルゲートフリームのあげこしを行う必要が生じた場合の布設方法				
				3-9-4					
				3-9-5	・集水柵の高さ調整が必要な場合				
				3-10-2	・新たに地下水脈を発見した場合の対策				
					・落石防止網工が設計図書に示す設置方法により難しい場合				
				3-14-3	・アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合				
				3-14-7	・標識の設置において障害物がある場合				
					・設計図書に視線誘導標の設置位置が示されていない場合				
					・設計図書に距離標の設置位置が示されていない場合				
					・設計図書に道路鋸の設置位置が示されていない場合				
<b>第2編 第4章 水路トンネル工事</b>									
4-5-1	・支保工の間隔	4-2-2	・坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果	4-5-1	・掘削岩質分類表の変更	4-2-2	・坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果（検査時）	4-2-2	・施工中の異常及び支障を与えるおそれがある場合、又は災害防止の措置をとった場合
		4-5-1	・余堀が生じた場合の充填材料及び施工方法		・底版支承面が軟弱で沈下のおそれがある場合の沈下防止を図るための方法		・地質、湧水、その他自然現象、支保工、覆工等の状況記録（請求）	4-5-1	・岩の分類の境界が現地と一致しない場合
			・逆巻き区間を千鳥以外の方法で抜き掘りする場合		・支保工パターンが地山条件により、より難しい場合	4-5-1	・岩の分類の境界が現地と一致しない場合の確認資料（検査時）		・支保工に異常が生じた場合
			・鋼製支保工を使用する場合の加工図		・吹付けコンクリートの湿式方法が湧水等により、より難しい場合		・火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書		
			・地山の部分的な突出で岩質が堅硬でかつ覆工の強度に影響が無いものを設計巻厚線内に入れる場合		・地山からの湧水のため吹き付けコンクリートの施工が困難な場合				
					・ロックボルトが施工できない場合、又は増打ちが必要な場合				

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
		4-5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼製支保工の曲げ加工で冷間加工以外の加工を行う場合</li> <li>覆工の施工時期</li> <li>覆工の型枠</li> </ul>	4-5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>地山条件やせん孔の状況、湧水状況により、設計で示す仕様で施工できない場合</li> <li>地山の岩質、地質、せん孔の状況から定着方式、定着材が出来ない場合</li> </ul>				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼製移動式の型枠以外のものを使用する場合</li> <li>インパットの掘削で掘削線を越えて掘り過ぎた場合の処理方法及び充填材料</li> </ul>	4-5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>覆工のコンクリート打設に湧水がある場合</li> <li>鋼製支保工以外の支保材料を設計巻厚線内に入れる場合の施工方法</li> <li>計測Aの結果による覆工コンクリートの打設時期</li> </ul>				
				4-5-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>裏込注入の注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等</li> <li>設計図書に示す注入圧力に達しない場合</li> </ul>				
<b>第2編 第5章 水路工事</b>									
		5-2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>伸縮継目又は収縮継目の位置を設計図書の規定によらない場合</li> </ul>	5-6-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業協会規格以外の製品を使用する場合、底版接合鉄筋の継手の施工方法</li> </ul>	5-2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書</li> </ul>	5-2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗渠工及びサイホン工の施工中の躯体沈下の観測結果</li> </ul>
		5-6-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業協会規格以外の製品を使用する場合、底版接合鉄筋の継手の施工方法</li> </ul>						
		5-11-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に示す以外の打継目を施工する場合</li> </ul>						
<b>第2編 第6章 河川及び排水路工事</b>									
				6-7-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>根固め工の施工で予期しない障害となる工作物等が現れた場合</li> </ul>				
				6-7-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>捨石工で捨石基礎に影響がある場合の施工方法</li> </ul>				
				6-9-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に定められていない仮締切を設置する場合</li> </ul>				
				6-9-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎下面の土質が不適当の場合の処理</li> <li>仮締切内に予期しない湧水がある場合の処置</li> </ul>				
				6-9-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼構造物理設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合</li> </ul>				
<b>第2編 第7章 管水路工事</b>									
7-2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>管体及びゴム輪等の損傷を発見した場合</li> </ul>	7-2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>管番号を記載した管割図</li> </ul>	7-5-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>急な縦断勾配に砂基礎を施工する場合及び湧水が多い場合</li> </ul>	7-2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>布設にともない変更となった管図</li> </ul>	7-2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>管体及びゴム輪等の損傷を発見した場合</li> </ul>
		7-6-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管の製作図書</li> </ul>	7-6-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘付の際、不適当な部材を発見した場合</li> </ul>	7-6-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>接着剤の性質等に関する資料</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>管の接続後の点検結果</li> </ul>
						7-6-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管の製作図書</li> </ul>	7-6-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接部の判定記録</li> </ul>

							・現場溶接に従事する溶接工の資格等を証明する書類		
--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	--	--

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容								

<b>第2編 第8章 畑かん施設工事</b>									
		8-9-3	・散水器具の承認図及び試験成績書等	8-9-1	・給水栓の設置が現地状況からより難しい場合	8-9-3	・散水器具の承認図及び試験成績書等		
				8-9-2	・散水施設の設置が現地状況からより難しい場合				

<b>第2編 第9章 トンネル (NATM)・・・省略 (土木部より準用)</b>									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<b>第2編 第10章 フィルダム工事</b>									
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

10-4-1	・風化岩等不良岩及び破砕帯、断層の処理 ・基礎地盤からの湧水処理の方法	10-4-1	・過掘の処理に使用する埋戻材料及び施工方法	10-13-1	・閉塞工の施工時期	10-4-1	・設計図書に示す資料及び基礎地盤の確認に必要な資料	10-8-2	・埋設後、計器の作動状況の検査
10-5-2	・盛立材料をダム盛立工事以外の工事に使用する場合 ・盛立材料が品質試験の結果から不適当と認められた場合 ・盛立材料の試験	10-5-2	・盛立材料をダム盛立工事以外の工事に使用する場合	10-13-2	・グラウチングトンネルの施工の詳細	10-5-2	・盛立材料の品質管理試験結果	10-9-3	・コンクリートの打込み完了後、観測計器の作動状況の検査
10-8-1	・基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合、又は地盤が著しく変化した場合 ・盛立材料が設計図書に示す品質と合致しない場合 ・湧水や流水の影響がある場合の材料盛立て前の処理方法 ・盛立材料の転圧が不適当と認められた場合の処理方法 ・観測計器の測定値に異常が発生した場合の処理方法 ・遮水材が設計図書に示す含水比を確保できない場合の処理方法 ・転圧した層の密着が確保できない場合の処理方法	10-8-1	・盛立ゾーンの一部を先行して盛立てる場合、その範囲と形状等 ・遮水ゾーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合の構造及び位置 ・雨水の浸透を防ぐ措置 ・転圧機械を斜面付近でダム軸と直角方向に走行させる場合			10-8-2	・観測計器の設置に係る諸結果		
		10-8-2	・埋設計器の性能検査			10-9-3	・計器製造者の品質又は性能に関する資料		
		10-9-4	・設計図書に示されていない打継目、又は施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合 ・やむを得ずチップングを行う場合 ・長期間打ち止めした水平打継目の処理			10-11-1	・計量装置の検査結果 ・各孔ごとの注入時間、注入圧力及び注入量を記録した資料 ・水押し試験及び透水試験の記録		
		10-11-1	・追加削孔の削孔位置 ・グラウチング用配管の配管方法 ・セメントミルクの製造方法及び輸送方法 ・水及びセメント等の計量方法						
10-9-2	・コンクリート構造物がダム堤体に接する場合の処理方法		・セメントミルク注入記録の整理方法						
10-9-4	・水平打継目の処理を行う時期		・追加グラウチングの追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等						
10-11-1	・基礎グラウチングの施工 ・削孔中に岩質の変化が認められた場合 ・採取したコアの納入場所	10-13-1	・閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法 ・仮締切等からの漏水がある場合の処理方法						

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
第2編 第11章 コンクリートダム工事									
11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セメントミルク注入圧力及びセメントミルクの配合、切替え</li> <li>・セメントミルク注入効果の判定を行いチェック孔の位置、方向、深度、及びその処理方法等</li> </ul>								
11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合</li> <li>・規定の配合と異なるコンクリート等の破棄及び運搬場所</li> </ul>	11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合</li> <li>・現場配合に関する資料、又は配合の修正が必要となった場合はその資料</li> </ul>	11-8-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断層の規模、位置が明確になった時点</li> </ul>	11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場配合に関する資料、又は配合の修正が必要となった場合はその資料</li> <li>・計量装置の検査結果</li> <li>・ミキサの練混ぜ性能の試験結果</li> <li>・強制練りミキサの性能試験結果</li> </ul>	11-6-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セメントミルクの比重測定場所、時期の結果</li> </ul>
11-6-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーフリフト高さについて</li> </ul>	11-6-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打込みブロックの工程計画</li> </ul>						
11-6-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却管の事故等が発生した場合の打込みコンクリートの除去等の処置</li> <li>・冷却完了後の外部配管等の撤去</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートの打上がり速度</li> <li>・設計図書に示す以外の材齢でコンクリートを打継ぐ場合</li> </ul>			11-6-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打込みブロックの工程計画</li> </ul>		
11-6-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継目グラウチングの注入中、異常を認めた場合の処理方法</li> <li>・注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去</li> <li>・セメントミルクの比重測定場所、時期</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ずコールドジョイントを設ける場合の施工方法</li> <li>・日平均気温が4℃以下になるおそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合</li> <li>・打込み温度が25℃以上になるおそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合</li> <li>・降雨、降雪、強風等でのコンクリートの打込みを行う場合</li> <li>・各リフトの上面を排水のために勾配をつける場合</li> <li>・打継面を長期間放置する場合の表面の保護等</li> </ul>			11-6-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠の構造図</li> </ul>		
		11-6-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な箇所鋼製型枠以外の型枠を使用する場合</li> <li>・型枠の組み立てが規定外の方法で行う場合</li> <li>・型枠の取り外し時期及び順序</li> <li>・型枠取り外し後の処理方法</li> </ul>			11-6-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却管の設置計画図</li> </ul>		
		11-6-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書に示す冷却管以外のものを使用する場合</li> <li>・冷却管の設置計画図</li> </ul>						

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
		11-6-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却用設備の設置計画図</li> <li>・圧力計の検査及び設置箇所</li> <li>・充水用水槽以外を設ける場合</li> <li>・水及びセメントの計量方法</li> <li>・洗浄及び水押し試験、材料</li> <li>・継目グラウチングの注入開始</li> <li>・圧力計の記録方法</li> <li>・継目の動きを測定する計器の型式、規格、記録方法及び設置場所</li> </ul>						
<b>第2編 第12章 PC橋工事</b>									
12-4-7	・銘板の取付位置	12-3-2	・グラウトを普通ポルトランドセメント以外の材料で使用する場合	12-3-2	・PC鋼材の切断を機械的手法以外で行う場合	12-3-2	・道路橋示方書に基づく管理記録	12-2-2	・輸送中の部材に損傷を与えた場合
12-4-8	・塗装が困難となる部分の塗装方法	12-4-8	・防錆材の使用	12-4-8	・塩分付着量の測定結果がNaCl150mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合の処置方法	12-4-8	・緊張管理計画書	12-3-2	・緊張管理計画書で示した荷重計の示度とPC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合
		12-5-3	・グースアスファルトの配合設計	12-5-3	・基盤面に異常を発見したときの処置方法	12-5-3	・塗膜厚検査による塗膜厚測定記録		
							・配合が設計図書に示す品質が得られることが確認できる資料	12-4-1	・伸縮装置の据付位置
<b>第2編 第13章 橋梁下部工事</b>									
		13-4-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・露出した鉄筋の防錆にモルタルペースト以外のものを使用する場合</li> <li>・支承部の箱抜き施工を道路橋支承便覧の規定以外の場合</li> </ul>	13-4-4	・支承部を箱抜きした状態で工事を完了する場合でモルタル仕上げ以外の方法で行う場合	13-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書		
<b>第2編 第14章 頭首工工事</b>									
				14-4-7	・鋼構造物の埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合	14-2-2	・PC桁等の輸送計画を記載した施工計画書		
<b>第2編 第15章 機場下部工事</b>									
				15-2-2	・関連工事と施工上競合する部分及び軽微な事項以外の調整	15-2-2	・施工上支障となる基準点及び水準点の移設成果		
				15-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工上支障となる基準点及び水準点の移設</li> <li>・地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合の処理</li> </ul>		・排水施設の設置に伴う揚水量、地下水位、地盤の沈下等の観測記録		
				15-4-6	・施設機械設備据付、各種配線等、二次コンクリート打設の箱抜き及びアンカー金具埋設位置等(関係者)		・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書		

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
<b>第2編 第16章 地すべり防止工事</b>									
16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合	16-8-2	・鉄筋の継手を重ね継手により難しい場合 ・裏込注入圧力を低圧により難しい場合	16-6-1 16-7-2 16-8-2	・集水井内部の換気方法等 ・設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合 ・土留工の施工がより難しい場合 ・ライナープレートなしで掘削可能となった場合、又は補強リングが必要となった場合 ・湧水が著しく多くなった場合	16-2-2 16-8-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書 ・孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことが確認できる資料 ・グラウトの注入方法	16-2-2 16-7-2	・施工中工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合 ・掘削中の地質構造、湧水等の記録 ・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合
<b>第2編 第17章 PCタンク工事</b>									
				17-2-2 17-7-1 17-9-1	PCタンク完成後に水張り試験を行うことがより難しい場合 ・歩廊工を設計図書に基づいて施できない場合 ・付帯設備工を設計図書に基づいて施工できない場合				
<b>第2編 第18章 ため池改修工事</b>									
18-3-8 18-4-1 18-4-2 18-7-1	・土質試験の試験項目 ・浸透流出水のpH測定方法等 ・浸透流出水のpH測定方法等 ・浸透流出水のpH測定方法等	18-4-1 18-4-2 18-7-1	・使用する固化材の添加量 ・セメント系ミルクの添加量 ・使用する固化材の添加量	18-3-1 18-3-2 18-3-3 18-3-9 18-3-10 18-4-1 18-4-2 18-7-1	・雑物除去が完全にできない場合 ・設計図書に示されていない地表物等 ・現地状況により樹木の根等が除去できない場合 ・地盤改良が必要となった場合 ・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 ・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合 ・湧水の排除方法 ・コンタクトクレイを施工する場合の厚さ及び施工方法 ・乾燥によるクラックが発生した場合の処理範囲 ・固化材以外の改良方法を行う場合 ・セメント系ミルク以外の地盤改良を行う場合 ・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 ・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合	18-3-8 18-4-1 18-4-2 18-6-2 18-7-1	・土質試験結果 ・固化材による地盤改良の施工方法を記載した施工計画書 ・セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法を記載した施工計画書 ・ゲート及びバルブの承諾図書等（2部） ・ゲート及びバルブの完成図書（3部） ・泥土改良の施工方法を記載した施工計画書	18-4-2	・サウンディング試験等による現況地盤の確認結果

指示		承諾		協議		提出		報告	
章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容	章節条	内容
第2編 第19章 植栽工・・・省略（土木部から準用）									
第2編 第20章 推進工事									
		20-4-4	・推進工の刃口の製作図面	20-4-3	・推進中に推力が急激に変化した場合	20-4-3	・推進日報	20-4-3	・推進作業に異常が発生した場合
		20-4-5	・滑材及び裏込材		・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合の事後の処理	20-4-4	・推進工の刃口の製作図面		・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合
				20-4-4	・周囲の構造物に異常を発見した場合の事後の処理				
				20-4-4	・推進上部の地表面上に異常を発見した場合の事後の処理				
				20-4-5	・滑材等を注入中に変位を発見した場合の事後の処理				
					・注入作業の実施時間				
				20-5-3	・汚水及び処理水の処理が規定により難しい場合				
				20-5-4	・添加材及び滑材注入設備が設計図書により難しい場合				
第2編 第21章 ボーリング工・・・省略									
第2編 第22章 グラウト工・・・省略									
第2編 第23章 農業集落排水施設工（管路施設）・・・省略（土木部から準用）									
第2編 第24章 農業集落排水施設工（汚水処理施設及びポンプ施設）・・・省略（土木部から準用）									

## 参考 2

工事請負契約又は  
土木工事共通仕様書に係る  
提出書類の書式

提出書類の作成に当たっては、書式、部数ともに発注者の確認を得るものとする。

書式 番号	書 式 名	備考	頁
—	目次		2 9 7
1	工程表	約款3条	2 9 9
1-2	(別紙) 工程表	共仕1-1-4条	3 0 0
—	契約保証金納付書	(別紙1)	3 0 1
—	契約保証金還付請求書	(別紙2)	3 0 2
—	保証書に係る受領書	(別紙2)	3 0 3
3	委任権限除外通知書		3 0 4
4	着工届		3 0 5
5	現場代理人及び主任技術者等通知書	別記様式6	3 0 6
5-2	現場代理人・主任技術者(監理技術者)・専門技術者経歴書	別紙	3 0 7
6	工事中標識設置届		3 0 8
6-2	標示施設等の設置状況写真		3 0 9
6-3	標識・標示・保安施設・誘導員設置位置図		3 1 0
6-4	標識設置状況写真		3 1 1
7	報告・協議書		3 1 2
7-2	報告・協議書(現場技術業務委託者ありの場合)		3 1 3
	農業土木工事内容の変更指示に伴う事務処理要領		3 1 4
8	工事協議(指示)書	別記様式第1-1	3 1 5
9	段階確認・立会願	号	3 1 6
9-2	工事材料確認検査願		3 1 7
10	中間検査願		3 1 8
10-2	中間検査願(工場製品)	検査規程4条	3 1 9
10-3	工場製品確認検査願		3 2 0
11	出来形部分確認請求書	別記様式第13号	3 2 1
12	支給材料請求書		3 2 2
12-2	支給材料(又は貸与品)受領(又は借用)書		3 2 3
12-3	支給材料(又は貸与品)返還書		3 2 4

13	工事現場発生材報告書		3 2 5
14	工期変更願		3 2 6
15	工事完成通知書（しゅん工届）		3 2 7
15-2	指定部分成通知書		3 2 8
16	工事目的物引渡申出書		3 2 9
16-2	（指定部分）引 渡 書		3 3 0
17	請求書（工事前払金）		3 3 1
17-2	請求書（工事代金）		3 3 2
17-3	認定請求書（中間前払金の請求前の請求様式）		3 3 3
18	工事履行報告書		3 3 4
18-2	工事総合工程表（参考資料—1）		3 3 5
18-3	出来形算定内訳表（例）		3 3 6
19	破壊検査箇所等復築完了届		3 3 7
20	建設業退職金共済組合掛金収納書	別記様式1	3 3 8
21	法定外労働災害補償制度加入証明書		3 3 9
22	建設廃棄物処理実施計画書		3 4 0
22-2	「建設廃棄物処理実施計画書」の記入方法		3 4 1
23	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	別添様式	3 4 2
23-2	同上の（説明資料）		3 3 7
24	再生資材使用証明書	様式—イ	3 3 8
25	事 故 報 告 書		3 4 8
—	熊本県 電子納品運用ガイドライン（案）		3 4 9

(注) 1. 請負者が契約書第10条第3項により現場代理人に権限の委任を行わない場合は書式中、書類の提出者が現場代理人とあるのは請負者氏名と読み替る。

(書式第1号)  
約款第3条関係  
共通仕様書第1-1-4条関係  
熊本県公共工事請負契約約款第3条関係

# 工 程 表

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

工 事 名 :

平成 年 月 日契約結結しました上記工事について、熊本県公共工事請負契約約款第3条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

(書式第1-2号)  
 別紙  
 契約約款第3条関係  
 共通仕様書1-1-4条関係

## 工 程 表

工期 平成 年 月 日から  
 平成 年 月 日まで

工種	細目	数量	月	月	月	月	月	月	備考
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	

- (注) 1. 工程は棒線をもって表示すること。  
 2. 工程に変更があった場合は、変更前の工程を上段に点線で表示すること。  
 3. A4縦より大きい用紙を使用する場合は折りたたんでA4縦とすること。

(別紙1)

## 契約保証金納付書

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 1 工事番号     | 第 | 号 |
| 2 工事名      |   |   |
| 3 請負代金額    |   | 円 |
| 4 契約保証金納付額 |   | 円 |

上記のとおり、納入通知書兼領収書の写しを添えて契約保証金を納付します。

平成 年 月 日

住 所  
商号又は  
名 称

代表者名

印

熊本県知事 様

(別紙2)

## 契約保証金還付請求書

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 請求金額 円
- 4 還付の事由 上記工事のしゅん工認定を受け、工事目的物を引渡したため

上記のとおり契約保証金の還付を請求します。

平成 年 月 日

住 所  
商号又は  
名 称

代表者名

印

熊本県知事

様

(口座振替先)

銀 行  
信用金庫 支店  
信用組合

口座種別 普通・当座 口座番号

(別紙2)

## 保証書に係る受領書

1 工事番号                      第                      号

2 工事名

上記工事に係る保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

平成    年    月    日

住 所  
商号又は  
名 称

代表者名 印

熊本県知事

様

(書式第3号)

## 委任権限除外通知書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

工 事 名 :

平成 年 月 日契約締結した上記の工事に係る下記事項については、現場代理人に権限を委任しないので、工事請負契約書第10条第3項の規定により通知します。

記

(書式第4号)

# 着 工 届

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 契 約 年 月 日

5 工 事 期 間

6 着 工 年 月 日            平成    年    月    日

上記のとおり着工しましたので届けます。

平成    年    月    日

住            所

商号又は名称

代 表 者 名

印

熊本県知事

様

(書式第5号)  
別記様式6

(第10条関係)

現場代理人  
主任(監理)技術者  
**通 知 書**

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 現場代理人氏名
- 5 主任技術者氏名  
保有資格  
免許番号
- 6 監理技術者氏名  
保有資格  
免許番号  
監理技術者資格者証番号
- 7 専門技術者氏名  
保有資格  
免許番号

上記のとおり現場代理人、主任(監理)技術者、専門技術者定めたので通知します。

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

熊本県知事 様

- (注) 1 当該工事が建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者を設置するものとし、それ以外の場合には主任技術者を設置するものとする。
- 2 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定するものをいう。
  - 3 現場代理人、主任(監理)技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(書式第5-2号)  
別紙

現場代理人  
主任技術者(監理技術者)  
専門技術者

# 経 歴 書

1. 氏名・生年月日・(年齢)
2. 住 所
3. 法定資格
4. 学 歴
5. 会社等における地位
6. 当社における勤務年数
7. 職 歴 (業務経歴)  
年 月 日  
年 月 日  
年 月 日  
年 月 日

- (注) 1. 経歴書名は、該当しない字句をまっ消して使用すること。  
2. 建設業法第26条第4項に該当する場合は、監理技術者証の写しを添付すること。

(書式第6号)

# 工事中標識設置届

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住 所  
商号又は名称  
代表者名

印

下記工事について、添付のとおり工事中標識及び保安施設を設置したので届けます。

## 記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 工事期間

5 片側通行止の期間自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

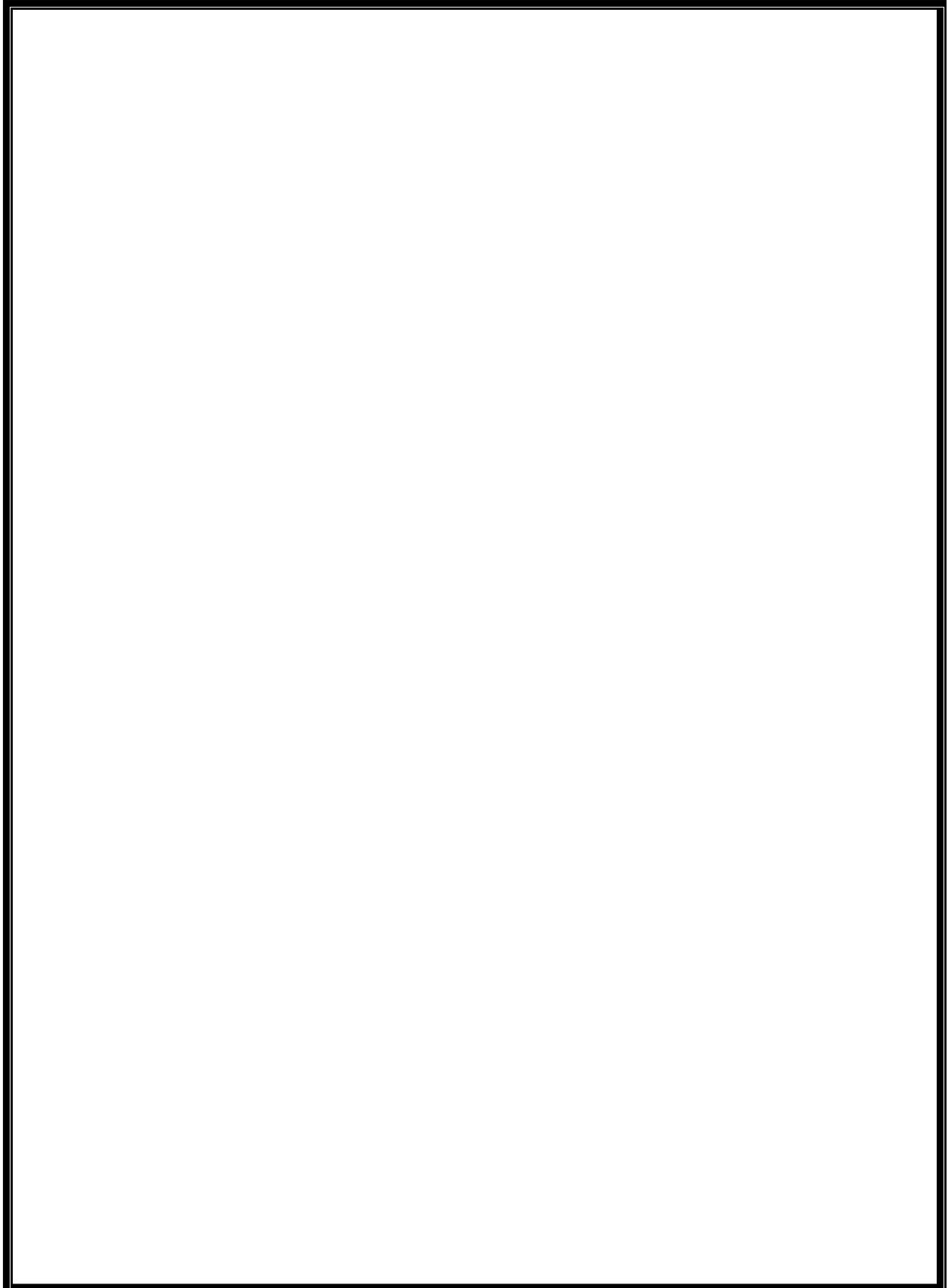
6 全面通行止の期間 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

※工事期間は契約工期ではなく工事表示板と同じ測量等準備期間を除く機関とする。

(書式第6-2号)

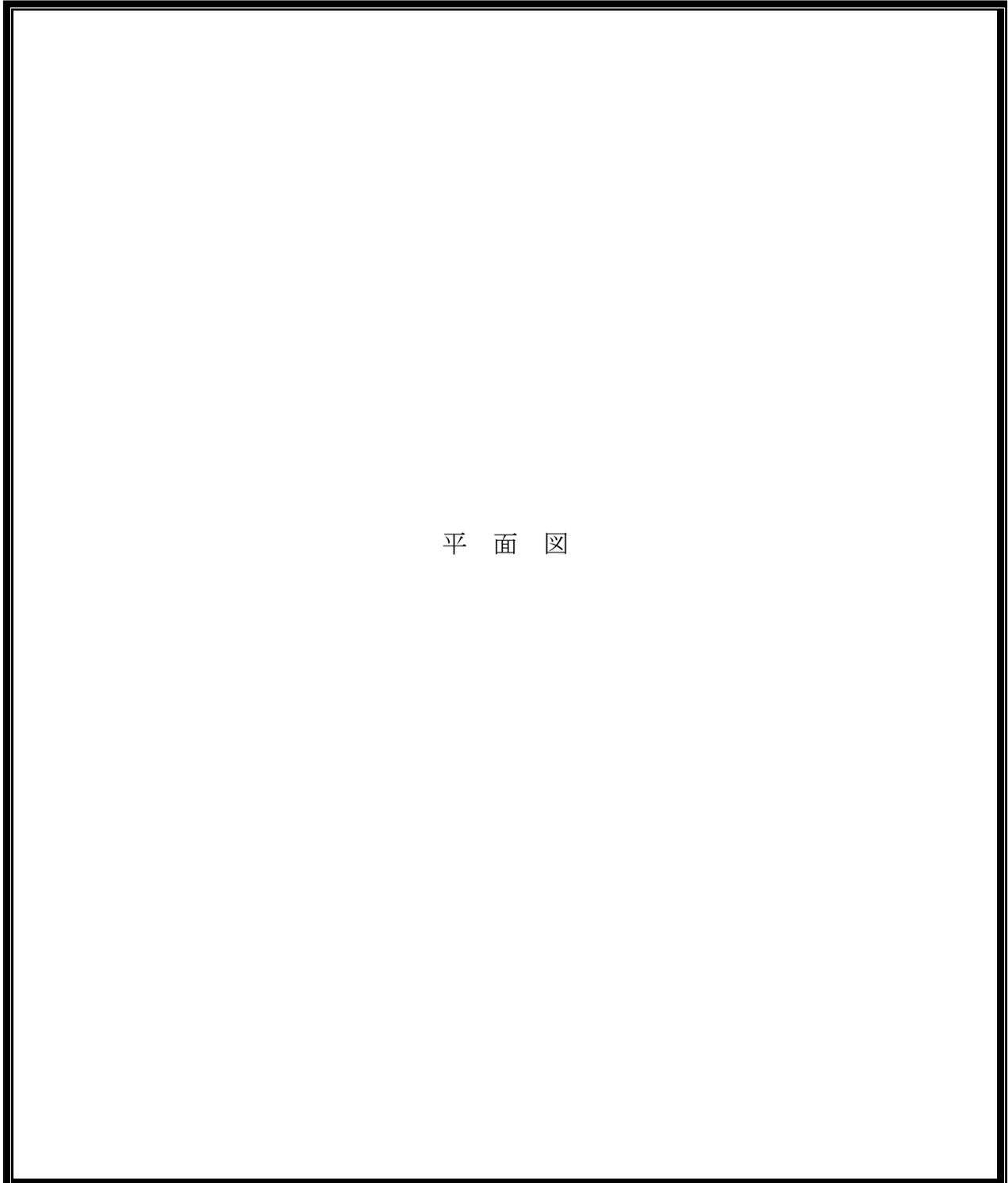
# 標示施設等の設置状況写真



(書式第6-3号)

## 標識・標示・保安施設・誘導員設置位置図

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所



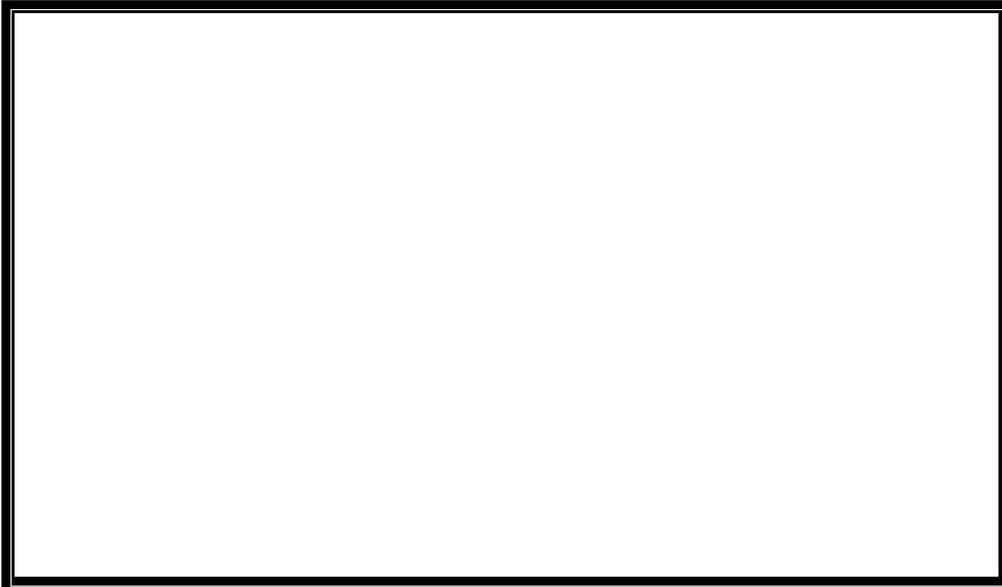
(書式第6-4号)

## 標識設置状況写真

起点側



終点側



### 備考

- 1 本届書は工事着手前にすみやかに提出すること。
- 2 迂回路標示については標示箇所毎の写真を添付すること。
- 3 本届書に着手関係書類を添えて提出すること。
- 4 建設業法第40条に定める許可票を提示していることが分かる写真を添付すること。
- 5 必要に応じて「標識・標示・保安施設・誘導員設置位置図」、「標示施設等の設置状況写真」を添付すること。

(書式第7号)

# 報 告 ・ 協 議 書

下記について別紙、別図のとおり報告・協議します。

工事番号 _____ 工事名 _____ 工事場所 _____ 整理番号 _____					
平成      年      月      日 会 社 名 現場代理人 <span style="float: right;">印</span>					
報 告 ・ 協 議 の 内 容					
処 理 又 は 回 答					
受領者		現場代理人 <span style="float: right;">印</span>			
確 認 欄		平成      年      月      日			
		監 督 員 <span style="float: right;">印</span>			
		主管課長	班 (係) 長	監督員	

不要な文字は———で消すこと。

(書式第7-2号)

# 報告・協議書

現場技術業務委託者ありの場合

下記について別紙、別図のとおり報告・協議します。

工事番号 _____				
工事名 _____				
工事場所 _____				
整理番号 _____				
平成      年      月      日				
会 社 名				
現場代理人				印
報 告 ・ 協 議 の 内 容				
審 査 及 び 検 討 事 項				
現場技術業務委託者	管理技術者	現場技術者		
平成      年      月      日				
処 理 又 は 回 答				
受領者		現場代理人		
		印		
平成      年      月      日				
監 督 員				印
平成      年      月      日	主管課長	班(係)長	監督員	

不要な文字は\_\_\_\_\_で消すこと。

## 農業土木工事内容の変更指示に伴う事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、契約に関する事務の適正かつ円滑な執行に資することを目的として、工事内容の変更指示に伴う事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 工事内容の変更指示

熊本県公共工事請負契約約款第18条及び第19条の規定により設計図書を変更する必要がある場合において、契約変更の手続きの前に当該工事の変更内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

#### (2) 監督職員

監督職員とは、地域振興局及び熊本農政事務所の農業農村整備関係の課長、担当係長及び監督員を総称していう。

### 第3 工事内容の変更指示の手続

(1) 工事内容の変更指示は、その必要が生じた都度、当該工事を施工する各地域振興局農林(水産)部長及び熊本農政事務所長(以下「部長等」という。)がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認した上、「工事協議(指示)書」(別記様式第1-1号:農業土木工事共通仕様書)により、部長等が監督職員を通じて行うものとする。

ただし、軽微なものについては、熊本県地域振興局処務規程第七条4項及び熊本農政事務所処務規程第六条3項の規定に基づき、課長の専決事項としてあらかじめ認められた事務の処理については、「工事協議(指示)書」により農業農村整備関係の課長が行うことができるものとする。

(2) 当該変更の内容が次に掲げるいずれかに該当するときは、部長等は「工事内容変更指示協議書」(別記様式1号)により、あらかじめ農政部長等と協議するものとする。

イ 当初設計金額が5億円以上の工事で、設計変更による増減見込金額の累計額が1千万円を超えるもの。(1千万円を超える毎に協議。) . . . . . 農政部長

ロ 当初設計金額が2億円以上の工事で、設計変更による増減見込金額の累計額が1千万円を超えるもの。(1千万円を超える毎に協議。) . . . . . 本庁主管課長

ハ 当初設計金額が2億円未満の工事で、設計変更後の見込金額が2億円以上となる工事。  
. . . . . 本庁主管課長

ニ 設計変更後の見込金額が2億円を超える工事の主要部分の大幅な工法変更、及び事業量の大幅な変更等。 . . . . . 本庁部(課)長

### 第4 設計変更に伴う契約変更の手続き

設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度行うものとする。ただし、第3の規定に該当する場合の契約変更は、出来高確認の留保期間が長期にわたるため、部分払いで請負者に著しく不利になると認められる場合を除き、工期末(債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度末又は工期末)に行うことができるものとする。

### 第5 適用時期

この要領は、平成14年5月23日から施行し、平成14年6月1日以降請負契約を締結する工事から適用するものとする。

平成8年4月1日施行

平成14年5月23日一部改正

(書式第8号)  
別記様式第1-1号

# 工事協議(指示)書

起案日：平成 年 月 日

起 案 者	
職 名	
氏 名	印

下記について協議(指示)します。

工事番号：  工 事 名：  工事場所：  請負者名：  協議(指示)の内容							
<b>決 裁</b>	部(所) 長	副(次) 部長	主幹 課長	主幹班 (係)長		主任 監督員	
	平成 年 月 日						
平成 年 月 日  受領者 会社名  現場代理人							

※本様式は発注者から請負者に協議(指示)する場合使用する。

※不要な文字は———で消すこと。

(書式第9号)

# 段階確認・立会願

段階確認 下記の立会を願いたい。					
年 月 日	平成 年 月 日	請負業者名			
工事番号		現場代理人	印		
工事名					
確認又は立会項目					
<u>工 種</u>	<u>種 別</u>	<u>細 別</u>	<u>位置、数量、項目等</u>		
記 事 欄					
実施 年 月 日	主管課長	班(係)長	監督員		
平成 年 月 日					

不要な文字は——で消すこと。

(書式第9-2号)

# 工事材料確認検査願

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住 所  
商号又は名称  
代表者名

印

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所

## 工事材料確認検査事項

材料名	品質規格	単位	数量	確認欄	備考
				印	

(書式第10号)

# 中間検査願

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工事期間

上記工事について、中間検査をお願いします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名印

様

(書式第10-2号)  
検査規程第4条関係様式

## 中間検査願（工場製品）

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所

上記工事に使用する下記製品の検査（確認）をお願いします。

製品名

工場又は  
会社名

所在地

平成 年 月 日

住所

商号

代表者氏名

印

熊本県知事

様

(書式第10-3号)

## 工場製品確認検査願

平成 年 月 日

熊本県知事

様

請負者（代表者）名

印

- 1 工事番号：
- 2 工事名：
- 3 工事場所：
- 4 確認希望日：

上記工事に使用する下記製品の工場確認を請求します。

製品名：

工場又は会社名：

所在地：

(書式第11号)  
別記様式 13

(第37条関係)

## 出来形部分確認請求書

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所

上記工事について、部分払を請求したいので出来形部分の確認を請求します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

様

(書式第12号)

# 支給材料請求書

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住 所  
商号又は名称  
代表者名

印

工 事 名 :

平成 年 月 日契約締結した上記の工事用として下記のとおり支給材料を請求します。

記

品名	規格	単位	数量	備考

(書式第12-2号)

# 支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

工 事 名 ：

平成 年 月 日契約締結した上記の工事用として下記のとおり支給材料（又は貸与品）の引渡しを受けたので、工事請負契約書第15条第3項の規定に基づき受領（又は借用）書を提出します。

記

品 名	規 格	単 位	数 量			備 考
			今 回	前 回 まで	計	
						自年月日 至年月日 間受領分

(書式第12-3号)

# 支給材料（又は貸与品）返還書

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

工 事 名 :

平成 年 月 日契約締結した上記の工事用支給材料（又は貸与品）について、  
工事請負契約書第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり使用残を返還します。

記

品名	規格	単位	数量	数 量		
				受	払	残

(書式第13号)

# 工事現場発生材報告書

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

工 事 名 :

平成 年 月 日契約締結した上記の工事で、下記のとおり工事現場発生材が生  
じましたので報告します。

記

品名	規格	数量	単位	発生工種	備考

(書式第14号)

# 工期変更願

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

工 事 名 :

平成 年 月 日契約締結した上記の工事について、下記の理由により平成 年 月 日まで工期を延長されたく、工事請負契約書第21条の規定に基づき申請します。  
なお、変更工程表は別紙のとおりです。

記

## 1 工期

当初工期

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

変更工期

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

2 請負代金額 円

3 理由

(注) 1 変更工程表は、別紙(書式第1-2号)の工程表を添付する。

(書式第15号)

# 工事完成通知書(しゅん工届)

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所

上記工事について、工事を完成したので通知します。

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者名

印

熊本県知事

様

(書式第15-2号)

## 指定部分完成通知書

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所

上記工事の指定部分について、工事を完成したので通知します。

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

熊本県知事

様

(書式第16号)

(第31条関係)

## 工事目的物引渡し申出書

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所

上記工事について、工事を完成し、しゅん工の認定を受けたので、工事目的物を引き渡したく申し出ます。

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

熊本県知事

様





(書式第17-2号)

# 請 求 書

(工事代金)

今回請求額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
請負金額										
受領済額										

契約書照合済

下記工事請負代金として上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名印 印

熊本県知事 様

口座 振替 先	銀 行 信用金庫 信用組合	支店   預金種別 普通・当座 口座番号
工事番号		
工 事 名		
備 考		



(書式第18号)  
別紙様式2

## 工事履行報告書

工事番号	〇〇〇第△△△△号		
工事名			
工 期	平成16年5月1日～平成16年11月30日		
日 付	平成16年9月1日 (平成16年8月分)		
月 別	予定工程% ( ) は工程変更後	実施工程%	備 考
16年 5月	10	8	
16年 6月	19	18	
16年 7月	40	35	
16年 8月	59	52	>50%
16年 9月	80		
16年10月	98		
16年11月	100		
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
(記事欄)			

主管課長	班(係)長	参 事	監督員	

現場代理人	主任(監 理)技術者

(書式第18-2号)

参考資料-1 工事総合工程表(横棒式工程表)

平成〇〇年度 〇〇工事 工程表

工期 自 平成16年 5月 1日 至 平成16年11月30日

道 路 土 工	工種	種別 (細別)	金額	数量	進捗率	日標準 作業量	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	出来形			
															%	千円	
工事計画実績表	道路改良	切土	千円 800	14,300 m <sup>3</sup>	% 18	150m <sup>3</sup>								計画黒 実績赤	100	800	
		盛土	1,000	##### m <sup>3</sup>	23	130m <sup>3</sup>										75	750
		擁壁	700	50m	15	1m										100	700
		路面排水	1,300	200m	29	5m										0	0
		防護柵	500	50m	11	13m										0	0
		仮設工	120	1式	5											50	60
		計	4,420													52	2,310

工事総合工程表	<p>総合進捗率</p> <p>計画黒線</p> <p>実績赤線</p>
---------	--------------------------------------

特記事項 (特に工程回復のためにとった措置等があれば記入する。)

(注) 5,000万円以上の契約で、ネットワーク(PERT)による工程表を提出しているものは、ネットワーク(PERT)による工程表により作成すること。

(書式第18-3号)

別紙様式 4

出来形算定内訳表(例)

工事区分 (レベル1)	工種 (レベル2)	設計金額	出来形金額	出来形%	備考
道路改良					
	道路土工	1,797,000	1,525,750	85	
	擁壁工	695,200	695,200	100	
	路面排水工	1,320,200	0	0	
	防護柵工	495,000	0	0	
	仮設工	125,070	62,535	50	
直接工事費		4,430,470	2,283,485	切捨て 51	51.5%
	諸経費等	3,477,080	1,773,311	51	
総計		7,907,550	4,056,796	51	

注) 1. 請負者の出来形算出額と発注者の積算出来形が異なっても、発注者の算定額が50%を上廻れば、前金払い6割の対象となる。

(書式第19号)

## 破壊検査箇所等復築完了届

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 検査の種類
- 5 検査年月日                      平成    年    月    日
- 6 検査員氏名
- 7 復築期限                      平成    年    月    日
- 8 実施復築完了                  平成    年    月    日

上記のとおり破壊箇所等の復築を完了したのでお届けします。

平成    年    月    日

様

住      所

商号又は名称

代表者氏名

印

確 認 証 明 欄	上記のとおり復築を完了したことを確認しました。 平成    年    月    日                      確認者名                      印
--------------	---

(書式第20号)

(別記様式1)

## 建設業退職金共済組合掛金収納書

平成 年 月 日

1 工事番号

2 工事名

3 掛金収納金額

(1) 的確な把握が可能な場合円

(2) 的確な把握が困難な場合

①総工事費（消費税相当額を含む）： 円

②「共済証紙購入の考え方」の数値： / 1000

③対象工事における労働者の建退共制度加入率

イ 把握している場合

A 対象工事における労働者数：

B 対象工事における建退共制度加入労働者数：

$(B \div A) \times 100$  : % . . . . . C

$\therefore ① \times ② \times (C \div 70\%) =$  円

ロ 把握していない場合

$\therefore ① \times ② \times (70\% \div 70\%) =$  円

(注) 小数点未満の端数については、当該端数を四捨五入する。

4 請負者名

印

(注) 掛け金収納書については、裏面に添付してください。

(書式第 21 号)

## 法定外労働災害補償制度加入証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 契約金額

加入証明書添付又は別添

(書式第22号)

# 建設廃棄物処理実施計画書

平成 年 月 日作成 計画書作成者 会社名： 【  
 平成 年 月 日修正 職氏名： 課 (室) 監督員 職氏名：

工事番号	元請負者名	1 下請負者名		2 下請負者名		備考
		元請負者の住所	電話番号	下請負者の住所	電話番号	
工事名	元請負者の住所	元請負者の住所	電話番号	下請負者の住所	電話番号	備考
工事の場所	電話番号	電話番号	下請の責任者	下請の責任者	下請の責任者	
工事の工期	現場代理人	③自己有効利用量 (m <sup>3</sup> 、TON)		処理期間		備考
発生する産業廃棄物の種類	産業廃棄物の処理方法	①産業廃棄物の運搬量 (m <sup>3</sup> 、TON)	②産業廃棄物の運搬量 (m <sup>3</sup> 、TON)	④産業廃棄物の運搬量 (m <sup>3</sup> 、TON)	⑤産業廃棄物の運搬量 (m <sup>3</sup> 、TON)	
収集・運搬業者 (上欄の①のイ又はロの該当者名を記入する。)	発生地から処分地までの登録番号	処分業者名	処分業者名	県・政令市の許可番号	取扱う産業廃棄物の種類	処分方法
収集・運搬業者 (上欄の①のイ又はロの該当者名を記入する。)	発生地から処分地までの登録番号	処分業者名	処分業者名	県・政令市の許可番号	取扱う産業廃棄物の種類	処分方法

(注意) 元請負者が自社で、「収集運搬」及び「処分」を行う場合には、「県市の許可番号」欄は記入しなくて結構です。

③自己有効利用の活用方法

- ( ) 道路の路盤・路床材に使用
- ( ) 建設現場の裏込め材に使用
- ( ) 補築工事の基礎材に使用
- ( ) 土木工事の基礎材に使用
- ( ) その他 ( )

④産業廃棄物の委託契約の方法

- (1) 収集運搬業
  - ( ) 下請負者等との契約
  - ( ) 収集運搬業との契約
- (2) 処分業 (中間・最終処分)
  - ( ) 下請負者等との契約
  - ( ) 処分業者等との契約
- (3) その他 ( )

※添付書類

- ①産業廃棄物の委託処理に関する契約書の写し (運搬と処分)
- ②委託処理の場合は、委託する産業廃棄物処理業者の許可証の写し (収集運搬業と処分業)
- ③発生地から処分地までの運搬経路の地図
- ④運搬車輛の写真と車検証の写し

※の欄は、記入しないこと。

(注意) ③及び④の欄 ( ) には、該当するものに○印を記入すること。



(書式第23号)

別添様式

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事番号	請負者名	
工事名		
項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模	
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等
	<input type="checkbox"/> 周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・震動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質関係	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 住地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目の□にレマーク記入。

2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

当該資料は、「熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）」第2条第2項の規定に基づく「行政文書」となるため、条例第7条の規定に基づき開示義務があります。

したがって、当該資料の取扱いについて貴社の意向を確認する必要がありますので、下記事項を記入の上提出して下さい。

◇ 当該資料の取扱（該当する□にレ点を記入して下さい。）

公開する

公開しない

理由を簡単に記載願います。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者名

(書式第23-2号)

**高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)**

工事番号		請負者		/
工 事 名				
項 目		評価内容		
提案内容				
(説明)				
(添付図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(書式第24号)  
様式ーイ

# 再生資材使用証明書

平成 年 月 日

工事番号

工事場所

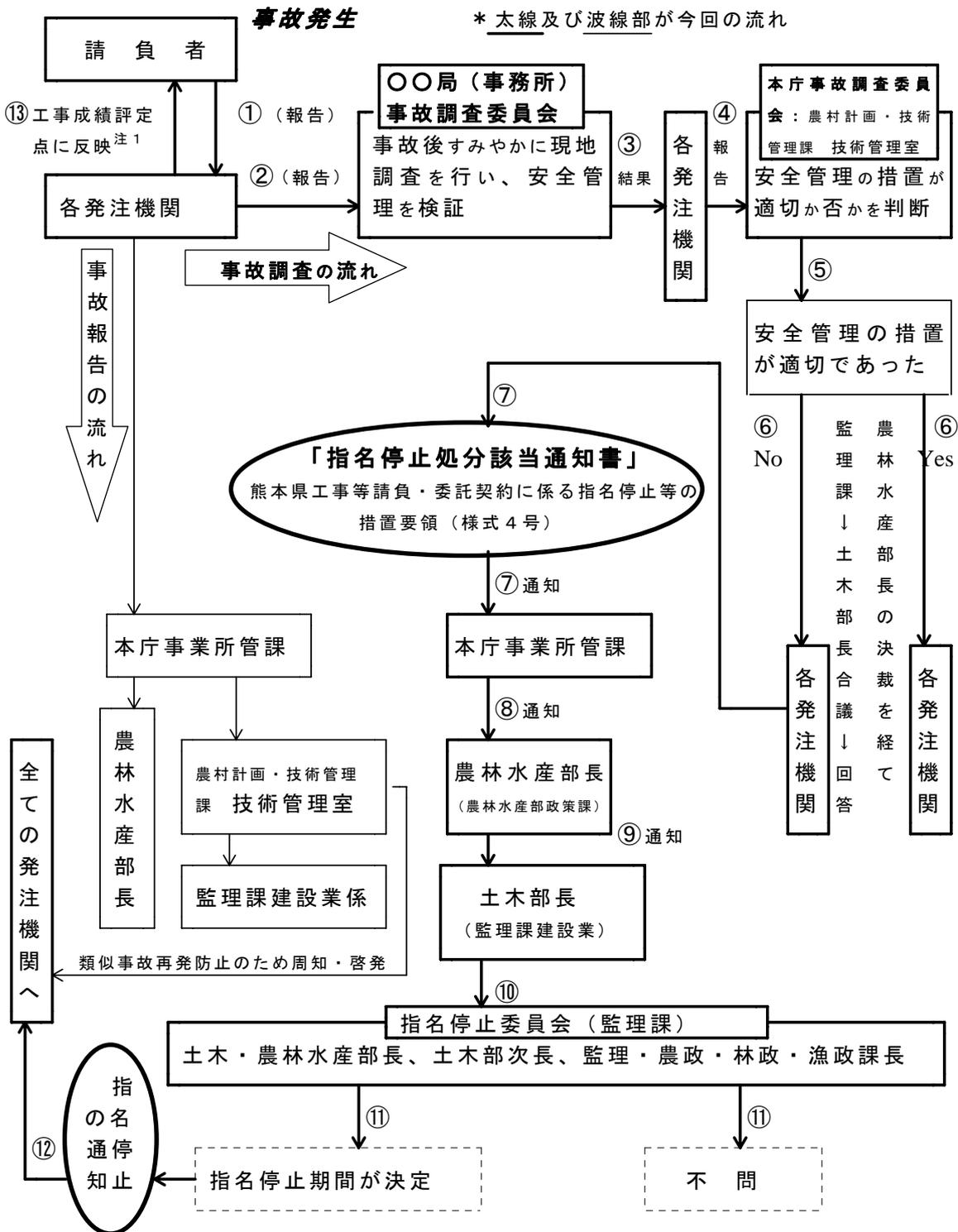
工事名

請負業者名

工種	資材名	規格	単位	設計数量	実施数量	再生資材購入先の証明欄
						印

建設事故等の原因や安全管理などを検証する「建設事故調査委員会」の設置について（通知）

農林水産部事業の場合



注1)・指名停止期間により減点は異なる。

・しゅん工検査後に⑧の指名停止期間が決定した場合は、後日、評定点を変更（減点）し通知する。

事故報告				振興局名:		報告日: (平成 年 月 日)			
事故発生日時		平成 年 月 日 (午前・午後)		工事番号					
事故発生場所		生年月日 (昭和・平成)		請負人					
氏名		年月日		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		施工場所			
住所		年月日		事故現場の施設管理 状況(工事の場合 は施工管理計画につ いても記述する)					
勤務先		年月日							
同所在地		年月日							
事故の概要				振興局長の意見				①位置図 ②計画平面図 ③見取り平面図、側面図 ④写真	
人身				所轄労働基準監督署 長の意見					
被害の程度				同上経過					
現場確認		確認者職氏名		その他、参考事項					
確認日時		平成 年 月 日 時		添付書類					

(書式第 25 号)

(速報用)

平成 年 月 日

## 事 故 報 告 書

農林水産部担当課長 様

〇 〇地域振興局担当課長

当管内の土地改良事業において事故が発生しましたので、下記のとおり報告します。

- 記
- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 事業名  | 平成〇〇年度〇〇事業   |
| 2 | 工事名  | 〇〇地区〇〇工事   |
| 3 | 工事場所 | 〇〇郡〇〇町大字〇〇   |
| 4 | 工事概要 |  |
| 5 | 工期   | 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日  |
| 6 | 被災者  | 住所<br>氏名（性別、年齢、生年月日）   |
| 7 | 被災日時 |  |
| 8 | 被災場所 | 〇〇郡〇〇町大字〇〇 △△番地地先  |
| 9 | 事故内容 | ①いつ<br>②どこ<br>③どのような作業をしているとき<br>④どのような事故が発生して<br>⑤どのような状況となっているか<br>⑥事故の原因は何か |

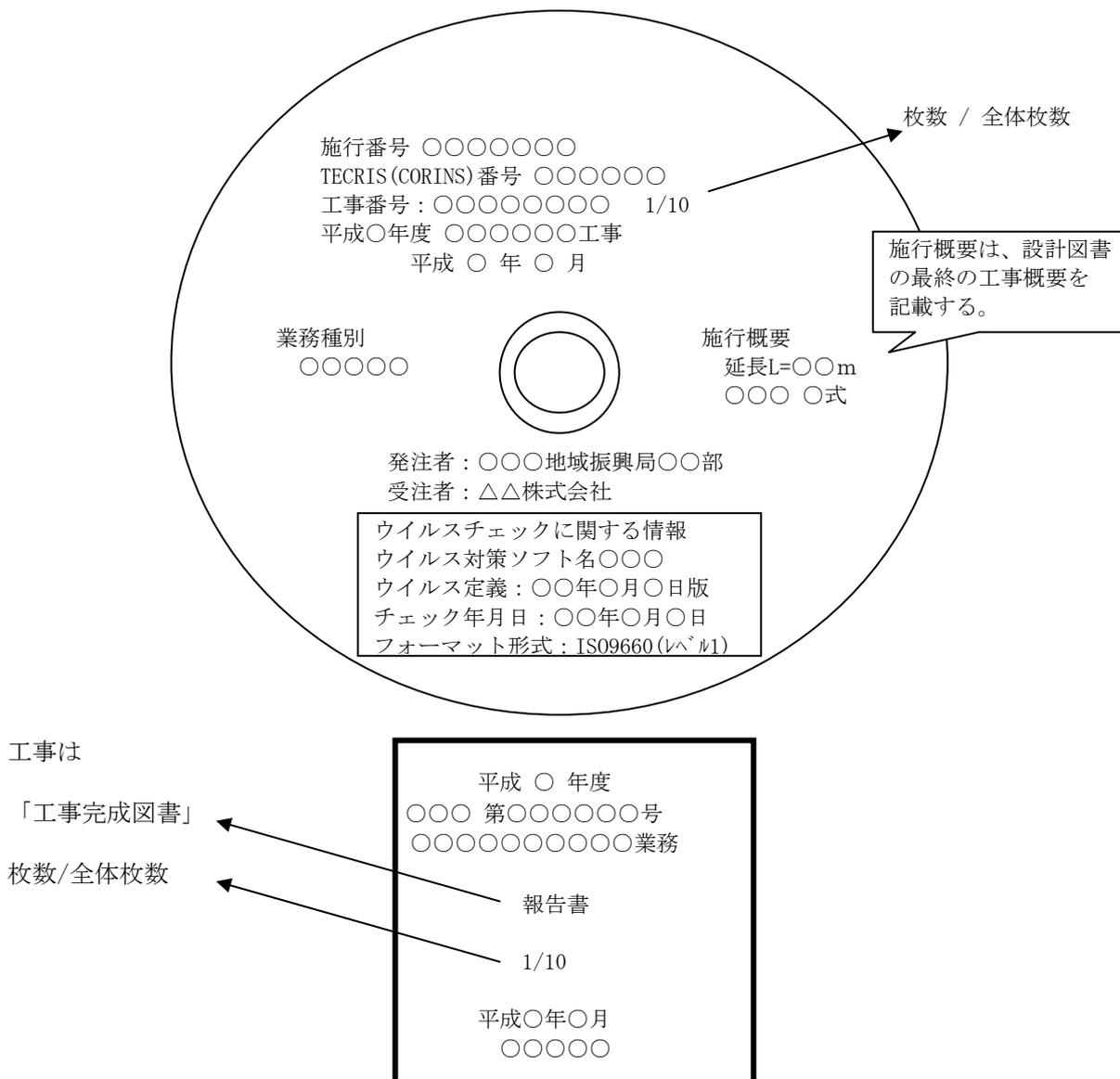
### 5-1-2 電子媒体について

成果品の電子納品において、納品に使用する媒体は、以下の各項目に従うものとする。

- CD-R の使用を原則とし、IS09660 フォーマット(レベル1)を標準とする。  
 なお、ここでいう「レベル1」とはCD-R フォーマットであり、電子納品試行事業の「レベル1」とは無関係である。
- 基本的に1枚のCD-R に格納する。
- 複数枚のCD-R に格納する場合には、各電子納品要領の「媒体が複数に渡る場合の処置」に従う。
- 納品時には、正副各1部ずつを納品する。

### 5-1-3 電子成果物について

電子成果物は、当面CD-R(正、副各1部)のみとする。なお、CD-R のラベルについては以下の例のとおりとするが、詳細は各編によるものとする。



## 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る工事契約手続き

（平成 14 年 5 月 29 日 三部長通知）

### 1 対象となる建設工事

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）に規定する分別解体等の実施が義務づけられる一定規模以上の建設工事（以下、「対象建設工事」という。）における契約については、通常の契約事務手順のほか、この手続きに基づき処理する。

なお、対象建設工事とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定の基準以上のものをいう。

#### ※ 対象建設工事の要件

##### （1）対象となる特定建設資材

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

##### （2）対象となる工事の規模

工事の種類	規模の準備
建築物の解体	床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金額が 1 億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金額が 500 万円以上

### 2 施工伺い

工事担当課は、対象建設工事の施工伺いを起案する際、当該工事が建設リサイクル法対象工事である旨を明示すること。なお、施工伺いの段階では対象建設工事であるかが判別できない工事についても明示を行うこと。

### 3 入札公告・掲示

一般競争入札もしくは公募型指名競争入札に付す対象建設工事における入札公告もしくは掲示では、同工事が対象建設工事であることを明記すること。

### 4 競争参加資格確認通知・指名競争入札通知

対象建設工事において競争参加資格確認通知又は指名競争入札通知を行う際には、同工事が対象建設工事であること、設計図書をもとに解体工事に要する費用等を積算し工事費内訳書に明記することが必要であることを併せて通知すること。なお、通知の段階では対象建設工事であるかが判別できない工事についても通知を行うこと。

### 5 落札者への様式の配付

落札者決定後、契約担当課は落札者に対し「説明書」（別記様式 1）及び「契約書別紙」（別記様式 2）を配付するとともに、以下の手続きについて周知すること。

① 解体工事に要する費用等の説明（建設リサイクル法第12条関係）

落札者は「説明書」を工事担当課に提出して説明を行い、確認を受けること。

② 解体工事に要する費用等の「契約書別紙」への記載（建設リサイクル法第13条関係）

落札者は「契約書別紙」の案を作成し、内容について工事担当課と協議を行う。協議が整った後、その案に基づき「契約書別紙」を作成し、契約書に添付割印して契約担当課に提出すること。

## 6 解体工事に要する費用等の説明・協議

落札者は、設計図書及び工事費内訳書に基づき「説明書」及び「契約書別紙」（案）を作成し、工事担当課に提出して説明を行う。工事担当課は、設計図書及び工事費内訳書に基づき「説明書」を確認のうえ、「契約書別紙」（案）の内容について落札者と協議を行い、その結果を工事担当課長まで決裁を受けた後、「契約書別紙」（案）の写しを落札者に返却する。

## 7 契約書別紙の提出

落札者は、協議の整った「契約書別紙」（案）に基づき「契約書別紙」を作成し、契約書に添付割印のうえ、契約担当課に提出する。契約担当課は、「契約書別紙」の内容を「説明書」及び「契約書別紙」（案）と照合のうえ、通常の契約手続きを行う。なお、この場合、公印を押印する際に「契約書別紙」にも割印をすること。

## 8 契約書の交付

契約担当課は、押印済みの契約書を交付する際、「契約書別紙」の内容が設計図書に基づき発注者・請負者双方の合意により記載されるものであること、約款の規定に基づき設計図書の変更が行われ、それに伴って「契約書別紙」の記載内容に変更が生じた場合は、変更契約の際に再度変更した「契約書別紙」を添付する必要があること、設計図書に変更がない場合は「契約書別紙」の変更は行わないことを落札者に周知する。

## 9 分別解体等の計画の通知

工事担当課は、対象建設工事に係る分別解体等の計画について、工事着手前までに通知書（別記様式3）により熊本県知事へ通知を行うこと。なお、通知については、熊本市内における工事の場合は熊本市へ、八代市内における工事の場合は八代市へ、その他の市町村における工事の場合は当該市町村を所轄する地域振興局土木部企画調査課へ行うこと。（建設リサイクル法第11条関係）

## 10 特定建設資材廃棄物の再資源化等報告

落札者は、対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了後、再資源化等報告書（別記様式4）により工事担当課に報告を行う。工事担当課は、設計図書に基づき再資源化等報告書の内容の確認を行い、竣工書類に編纂すること。（建設リサイクル法第18条関係）

(別記様式 1)

# 説明書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 説明の内容 添付資料のとおり
4. 添付資料

別表 (別表 1 ~ 3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

- 別表 1 (建築物に係る解体工事)
- 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替等))
- 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

別表1

## 建築物に係る解体工事

建築物の構造※	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	残存物品の有無		
	付着物の有無		
	その他 ( )		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	残存物品の搬出の確認		
	その他 ( )		
工事着手の時期※	平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※	トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注) ① 建築設備・内装材等 ② 屋根ふき材 ③ 外装材・上部構造部分 ④ 基礎・基礎ぐい ⑤ その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。  
欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

別表2

## 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）			
	その他（            ）			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他（            ）			
工事着手の時期※		平成    年    月    日		
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑥その他（            ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生が見込まれる部分	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
量	（注）①造成等   ②基礎   ③上部構造部分・外装   ④屋根   ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。  
欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

別表3

## 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

工作物の構造 (解体工事のみ) ※	□鉄筋コンクリート造 □その他 ( )			
工事の種類	□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他 ( )			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ) ※	□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無 (解体・維持・修繕工事のみ)			
	その他 ( )			
工事着手前に実施する 措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ( )			
工事着手の時期 ※		平成 年 月 日		
工程ごとの 作業内容及び 解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他 ( ) その他の場合の理由 ( )		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み (解体工事のみ) ※		トン		
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事) 並びに特定建設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分 (維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分 (注)
		□コンクリート塊	トン	□①□②□③□④ □⑤□⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①□②□③□④ □⑤□⑥
		□建設発生木材	トン	□①□②□③□④ □⑤□⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。  
□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

建設リサイクル法第 13 条関係様式

(別記様式 2)

建築物に係る解体工事

## 契約書別紙 別表 1

## 1. 分別解体等の方法

工程 ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合は理由( )
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合は理由( )
	③ 外装材・上部構 造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合は理由( )
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合は理由( )
	⑤ その他	その他の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合は理由( )

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

## 2. 解体工事に要する費用(直接工事費) \_\_\_\_\_ 円(税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まない。

## 3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

## 4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) \_\_\_\_\_ 円(税抜き)

〔運搬費を含む。〕

(注) ・記載に当たっては、設計図書等に基づく金額を記入すること。

建設リサイクル法第 13 条関係様式

(別記様式 2)

建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替)

## 契約書別紙 別表 2

## 1. 分別解体等の方法

工事 ごと の作 業内 容及 び解 体方 法	工程及び作業内容	
	① 造成等	造成等の工事 □有 □無
	② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無
	③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無
	④ 屋根	屋根の工事 □有 □無
	⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無
	⑥ その他	その他の工事 □有 □無

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) \_\_\_\_\_ 円 (税抜き)

## 3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) \_\_\_\_\_ 円 (税抜き)  
〔運搬費を含む。〕

(注) ・記載に当たっては、設計図書等に基づく金額を記入すること。

## 建設リサイクル法第 13 条関係様式

(別記様式 2)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

## 契約書別紙 別表 3

## 1. 分別解体等の方法

工程ごとの 作業内容 及び 解体 方法	工程及び作業内容		分別解体方法
	① 仮設	工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 土工	工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

## 2. 解体工事に要する費用(直接工事費) \_\_\_\_\_ 円(税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まない。

## 3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

## 4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) \_\_\_\_\_ 円(税抜き)

〔運搬費を含む。〕

(注) ・記載に当たっては、設計図書等に基づく金額を記入すること。

(別記様式 3) 建設リサイクル法第 11 条関係様式

## 通 知 書

平成 年 月 日

様

(工事発注者) 発注者職氏名 :  
住 所 :

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	担当者職氏名			
	電話番号	— —	(内線)	
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	熊本県	市区町村	
	工事の概要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( )注 1  工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)		
	工期	平成 年 月 日	～平成 年 月 日	工事着手予定日：平成 年 月 日
請負者	会社名		現場代理人氏名	
	所在地	〒		
	電話番号	— —	(内線)	F A X — —

※受付番号：\_\_\_\_\_

注 1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装、築堤、土地改良等)

### 具体的な工事の種類例

河川関係工事	築堤、護岸、浚渫、ダム、砂防、その他
海岸工事	
道路関係工事	改良、舗装、橋梁、ずい道、維持修繕、共同溝、その他
農林関係工事	土地改良、区画整理、農道、農林その他
水産関係工事	
上・工水道関係工事	
土地造成、区画整理 関係工事	
公園関係工事	
下水道関係工事	
空港・港湾関係工事	空港関係工事、港湾関係工事
鉄道・軌道関係工事	
災害復旧関係工事	
電線路工事	
その他の公共土木工事	

(別紙様式 4) 建設リサイクル法第 18 条関係様式

**再 資 源 化 等 報 告 書**

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

## 記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地  
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工 事の場合など

- 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)  
 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)



(公表)

## 下請契約報告事務取扱要領

(平成2年6月1日伺定)

[沿革] (平成12年6月15日監第481号改正)

(平成15年3月5日監第2127号改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、建設省が定めた建設産業における生産システム合理化指針及び熊本県が定めた不良不適格業者排除対策に沿い、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、熊本県発注の建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達に資することを目的とし、熊本県公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく下請報告書（以下「報告書」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 監督員は、請負契約を締結した請負者に対し、県から直接請け負った建設工事のうち、建築一式工事については下請業者に発注した工事1件の契約金額が100万円以上、建築一式工事以外の工事については下請業者に発注した工事1件の下請契約金額が30万円以上となるものについては、次の書類の提出を求め適正な契約の締結及び適正な施工体制の確保等について指導するものとする。

- (1) 報告書（別記様式1）
- (2) 元請・下請関係内容表（別記様式2）
- (3) 下請契約書等の写し

2 前項の規定にかかわらず、監督員は、県から直接請負った建設工事で、下請契約の総額が3,000万円以上（建築一式工事については4,500万円以上）となる工事の請負者については、次の書類を提出させるものとする。

- (1) 報告書（別記様式1）
- (2) 元請・下請関係内容表（別記様式2）
- (3) 施工体制台帳（別記様式3）、下請負人に関する事項（別記様式4）及び添付書類の写し
- (4) 施工体系図（別記様式5）
- (5) 工事担当技術者台帳（別記様式6）

3 報告書等は、下請契約締結の日から7日以内に提出させるものとする。

4 報告書等は、2部提出させ、受付印を押印のうえ、第4条に定める合議の後、1部を請負者に返却するものとする。

(指導内容)

第3条 報告書及び元請・下請関係内容表に基づく主な指導事項は次のとおりとし、請負者に対し適切な措置を講じるよう指導を行うものとする。

- (1) 下請契約の締結について
- (2) 下請業者の選定について
- (3) 不当に低い下請代金の禁止について
- (4) 適正な代金支払等について
- (5) 一括下請の禁止等について
- (6) 下請業者の主任技術者の雇用関係について

2 発注機関は、監督員が前項の規定に基づき指導した場合において、請負者に改善の措置がみられない場合は、本庁主管課を経由して土木部監理課へ報告するものとする。

(報告書等の合議)

第4条 請負者から提出された報告書等は、本庁執行分については、本庁各部署の契約担当課まで合議するものとし、地方出先機関執行分については、当該地方出先機関における契約担当課まで合議するものとする。

(工事現場への備付け)

第5条 監督員は請負者に対して、発注機関へ提出した報告書等を工事現場に備付けさせるものとする。

附 則

1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成15年4月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約について適用し、平成15年3月31日までに行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

（別記様式1）

# 下請報告書

受付印  
(2部とも)

熊本県知事 \_\_\_\_\_ 様  
平成 年 月 日

建設大臣 般  
請負者 許可番号 許可 一 第 号  
特  
知 事

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

下記のとおり下請発注したので、別添の提出書類を添えて報告します。

元請	工事番号	年度 第 一 一 号		
	工事名			
	契約金額	円	契約日	年 月 日
	工期	自 年 月 日 至 年 月 日		
請	現場代理人氏名	専門技術者氏名 (当該工事にかかる資格)		( )
	主任(監理)技術者氏名(該当する方を○で囲むこと。 「専任・非専任」については該当する方を○で囲むこと。)	( ) ( 当該工事にかかる資格 ) ( 専任 ・ 非専任 )		( )
下請	下請契約日	年 月 日		
	契約金額	円	※下請業者に対し建設工事の内訳を明らかにした見積りを行わせるよう努めること。	
	工期	自 年 月 日 至 年 月 日		
	業者	商号又は名称	※500万円以上（建築一式工事については1,500万円以上）の下請工事の契約の相手方は、建設業許可を取得している業者を選定すること。	
許可番号	建設大臣 般 許可 一 第 号 県知事 特			
	許可業種	※今回の下請工事の施工に必要な許可業種を記入すること。		
		元請の工事概要	下請の工事概要	
	工事の概要			

元請 ・ 下請	※ 元請工事の箇所・工種・数量等を具体的に記入してください。 ※ 下請工事については、元請工事のどの部分をどれだけ下請に出したのか（箇所、工種及び数量）を具体的に記入してください。（当該欄に記入しきれない場合、別紙可）			
	主任技術者氏名 (その者の有する資格)	[ 専任 ・ 非専任 ]	※「専任・非専任」については該当する方を○で囲んでください。	
下請 代 金 支 払	契約書等		別添写しのとおり	
	前金払	前金払受領後	日以内 円	※県から前払金の支払いを受けたときは、下請に対して 建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うこと。
		下請契約締結後	日以内	
	部分払	毎月	日締切	※下請に対し、県から出来高払いを受けた後、1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
		翌月	日支払	
	完成払	代金受領後	日以内	※下請に対し、県から完成後の支払いを受けた後、1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
完成物引取後		日以内		
現金手形比率	現金：手形	:	※請負代金の支払いは、できるだけ現金とし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については、現金払いとすること。	
手形期間		日	※手形期間は120日以内で、できる限り短い期間とすること。	
建退共証紙の交付		円	※下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により交付すること。又は、建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入すること。	
下請業者		者	下請契約整理番号1：下請金額（円） 下請契約整理番号2：下請金額（円）	
下請代金総額		円 (平成 年 月 日現在)	下請契約整理番号3：下請金額（円） 下請契約整理番号4：下請金額（円）  ※下請契約締結順に記入してください。	
施工体制台帳の整備		(有 ・ 無)	※下請契約の請負代金の総額が3000万円以上（建築一式工事は4500万円以上）になる場合は、施工体制台帳を作成すること。	

（注）本書は、下請契約 1 件ごとに 2 部作成すること。

（別記様式 2）

## 元請・下請関係内容表（元請負者が記載）

（1）下請契約の締結について（建設業法（以下「法」という。）第 18 条、第 19 条、第 20 条）

- ① 建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会決定）又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結するものとする。
- ② 下請業者に対し、建設工事の内訳を明らかにした見積りを行わせるよう努めなければならない。

見積りを行わせるよう努めているか。

YES  NO（理由： \_\_\_\_\_）

（2）下請業者の選定について（法第 3 条）

元請は、下請の選定にあたっては、その建設工事の施工に関し法の規定を満たす者を選定するものとする。（ただし、500万円未満（建築一式工事については1,500万円未満）の軽微な工事は除く）

法の規定を満たす者＝建設業許可を有していること。

500万円以上（建築一式工事については1,500万円以上）の下請工事の契約相手は、許可を取得している業者を選定しているか。

YES  NO（理由： \_\_\_\_\_）

\* 下請契約相手が許可を有している場合は、報告書に許可番号を記載すること。

（3）適正な代金支払等について（法第 24 条の 3、第 24 条の 5）

元請から下請業者に対する請負代金の支払時期及び方法については、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

- ① 県から前払金の支払いを受けたときは、下請に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うこととしているか。

YES  NO（理由： \_\_\_\_\_）

- ② 部分払については、下請けに対し、県から出来高払いを受けた後、1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこととしているか。

YES  NO（理由： \_\_\_\_\_）

- ③ 完成払については、下請けに対し、県から完成後の支払いを受けた後、1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこととしているか。

YES  NO（理由： \_\_\_\_\_）

【裏面へ続く。】

- ④ 請負代金の支払いは、できるだけ現金とし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については、現金払いとしているか。

YES  NO（理由： \_\_\_\_\_）

- ⑤ 手形期間は120日以内で、できる限り短い期間としているか。

YES  NO（理由： \_\_\_\_\_）

- ⑥ 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者または資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く）における請負代金の支払期日は、建設工事の完成を確認した後、下請からの申し出の日から起算して50日を経過する以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めているか。

YES  NO（理由： \_\_\_\_\_）

- （4）不当に低い下請代金の禁止について（法第19の3）

（条 文）

第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

- （5）一括下請け等の禁止等について（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条）

（条 文）

第12条 公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

（参 考）

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前2項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

- （6）下請業者の主任技術者の雇用関係について（法第26条）

下請工事の主任技術者は、下請契約の相手方の直接かつ恒常的な雇用関係にある者か。

YES  NO（理由： \_\_\_\_\_）

（注）本書は、下請契約1件ごとに2部作成すること。

別記様式3

## 施 工 体 制 台 帳

[会社名] \_\_\_\_\_

[事務所名] \_\_\_\_\_

建設業の 許 可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容			
発注者名 及び住所	〒		
工 期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出	
--------------	--	--------------	--

監督員名		権限及び 意見申出方法	
現場代理人 氏 名		権限及び 意見申出方法	
監理技術者 氏 名	専 任 非専任	資格内容	
専 門 技 術 者 氏 名		専 門 技 術 者 氏 名	
	資格内容	資格内容	
	担当工事 内 容	担当工事 内 容	

**記入要領**

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。

（記載技術者が専門技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。）

別記様式4

<下請負人に関する事項>

会社名				代表者名				
住所 電話番号	〒 (電話 )							
工事名称 及び 工事内容								
工期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		※専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。）  
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）

①経験年数による場合

- 1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
- 2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
- 3) その他 10年以上の実務経験

②資格等による場合

- 1) 建設業法「技術検定」
- 2) 建築士法「建築士試験」
- 3) 技術士法「技術士試験」
- 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
- 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
- 6) 消防法「消防設備士試験」
- 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

施工体制図 別記様式5

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名 工事名称	自 年 月 日	至 年 月 日	工期 年 月 日～年 月 日				
元請 氏名							
監督 氏名							
監理技術者名							
専門技術者名							
相当工事 内							
専門技術者名							
相当工事 内							
元方安全衛生管理者							
兼							
委託安全衛生責任者							
兼							
副 委 員							
兼							
会社名							
工事内容							
安全衛生責任者							
主任技術者							
専門技術者							
相当工事 内							
会社名							
工事内容							
安全衛生責任者							
主任技術者							
専門技術者							
相当工事 内							
会社名							
工事内容							
安全衛生責任者							
主任技術者							
専門技術者							
相当工事 内							
会社名							
工事内容							
安全衛生責任者							
主任技術者							
専門技術者							
相当工事 内							

土 検 第 54 号  
平成7 年4 月18 日

土木部各課長  
各出先機関長 様

土木技術検査管理室長

土木請負工事における安全・訓練等の実施報告書について（通知）

土木請負工事における安全・訓練等の実施については、平成4 年3 月19 日付け建設省技調発第74 号で平成4 年9 月1 日から運用し、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割当てて安全・訓練等を実施することが義務付けられています。

また、土木工事共通仕様書には、平成6 年4 月1 日から適用されている改訂版の第1章第110 条の17 項に明記し、安全の確保の徹底を計っているところではありますが、この安全・訓練等の実施状況、実施内容等が的確に確認できるよう別添様式により運用することとしたので通知します。

なお、熊本県建設業協会へは通知済ですので申し添えます。

また、土木事務所においては、管内市町村に周知方お願いします。

記

適用年月日……………平成7 年4 月1 日以降契約より



## 施工計画における安全・訓練等の活動計画の立案例

### 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

#### 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

#### 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し別紙様式（実施状況報告書）を提出するものとする。

(公表)

# 工事現場立入点検実施要領

(平成12年6月15日監第480号土木部長通知)

(平成17年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 熊本県が発注した建設工事について、発注機関の長又は発注機関の長が指定した者（原則として監督員以外の者とする。以下「点検者」という。）が現場立入点検を実施し、現場代理人及び主任（監理）技術者の常駐及び専任状況等と施工体制等の実態を把握することで、施工体制における責任分担の不明確さやペーパーカンパニー等不良不適格業者を排除し、建設工事の適正な施工の確保及び品質の確保等を期し、建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(立入点検の対象となる工事)

第2条 工事1件の契約金額が2,500万円以上（建築一式工事については、5,000万円以上）の工事とするものとする。

(立入点検の実施方法等)

第3条 点検者は、概ね月1回以上、次に掲げる事項について現場立入点検を実施するものとする。

ただし、全ての事項において、指摘事項がなかった建設工事については、発注機関において、点検回数を減らすことができるものとする。

また、請負者の責に帰することができない事由により工事に着手できないことが設計図書に明示されている場合、工場製作期間、工事の全部を一時中止している期間及び工事が完成し竣工書類作成等の事務手続のみが残っている期間は、除くものとする。

2 点検者は、前項の現場立入点検を実施する場合は、次の項目について確認を行い、その結果を調査票（別記様式1）に記入するものとする。

(1) 現場代理人及び主任（監理）技術者の常駐及び専任状況等の確認

熊本県公共工事請負契約約款（平成8年告示第465号。以下「約款」という。）第10条に基づき通知等された者との同一性と常勤性及び専任性の確認を行うものとする。

① 現場の現場代理人及び主任（監理）技術者が、約款第10条に基づきあらかじめ通知された者並びにあらかじめ提出された施工体制台帳又は下請報告書に記載された者と同一人であるかを確認するものとする。

② 工事現場に常駐（現場代理人）又は専任（主任（監理）技術者）で従事している状況にあるかを確認するものとする。

③ 一般競争入札及び公募型指名競争入札に付した工事については、事前に提出された配置予定監理（主任）技術者と同一人であるかを確認するものとする。

(2) 標識等の掲示状況について

① 建設業許可証の掲示について

② 建退共加入者証の掲示について

③ 労災保険関係成立票の掲示について

(3) 施工体制等の実態確認

現場に備付けてある施工体制台帳及び下請報告書を活用して次の項目について確認するものとする

る。

① 下請に発注した工事1件の金額が30万円以上（建築一式工事については100万円以上）の工事の場合

- ア 下請報告書の現場備付けについて
- イ 下請契約の締結について
- ウ 下請業者の選定について
- エ 下請状況等について
- オ 一次下請の主任技術者の配置について

② ①のうち、県から直接請負い、下請契約の総額が3,000万円以上（建築一式工事については4,500万円以上）の工事の場合

- ア 施工体制台帳の現場備付け及び施工体系図の現場掲示について
- イ 下請契約の締結について
- ウ 下請業者の選定について
- エ 下請状況等について
- オ 監理技術者の監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の所持状況について
- カ 一次下請以下の主任技術者の配置について

3 点検者は、違反又は不適切な事実を確認した場合は、指示書（別記様式2）等において、請負者に対し適切な措置を講じるよう指導するものとする。

また、発注機関は、指示書を交付した場合、その写しを土木部監理課（以下「監理課」という。）に送付するとともに、工事成績の減点を行うものとする。

4 点検者は、一括下請負、技術者の不在又は専任違反等の疑義が生じた場合は、速やかに許可行政庁（熊本県知事許可業者の場合は監理課）へ報告するものとする。

（違反等に対する措置）

第4条 発注機関は、点検者が前条第3項に基づき指導した場合において、請負者に改善の措置がみられない場合は、別記様式3により本庁主管課を経由して監理課へ報告するものとする。

（調査票の供覧）

第5条 点検者は、点検終了後、直ちに調査票を整理し、本庁入札執行分については発注担当課まで回覧に供するものとし、事務所入札執行分については、当該事務所における契約担当課まで回覧に供するものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要領は、この要領の施行の日前に行われた公告その他契約の申込みの誘引に係る契約についても適用する。

(別記様式1)

工事現場立入点検調査票

工事番号 工事名		工事場所	平成 年 月 日
請負業者名		契約金額	千円
監理(主任) 技術者氏名		契約工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
第 回	調査年月日	平成 年 月 日	点検者名

(1) 現場代理人及び主任(監理)技術者の常駐状況等の確認  
約款第10条に基づき通知等された者との同一性と常勤及び専任状況等の確認(建設業法第26条第3項)

ア	項 目 現場の現場代理人及び主任(監理)技術者が、約款第10条に基づきあらかじめ通知された者並びにあらかじめ提出された施工体制台帳又は下請報告書の者と同一人であるか。	現 状 <input type="checkbox"/> 同一人 <input type="checkbox"/> 別人 <input type="checkbox"/> 改善済	別人である場合の指導内容
イ	項 目 工事現場で常駐(現場代理人)又は専任(主任(監理)技術者)で従事している状況にあるか。	現 状 <input type="checkbox"/> 常駐又は専任 <input type="checkbox"/> 常駐又は専任でない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	所属していない場合の指導内容
*指示書とは、実施要領第3条3に基づき、指示書を交付すること。			
ウ	項 目 一般競争入札及び公募型指名競争入札に付した工事について、事前に提出された配置予定監理(主任)技術者と同一人であるか。	現 状 <input type="checkbox"/> 同一人 <input type="checkbox"/> 別人 <input type="checkbox"/> 改善済	別人である場合の指導内容

(2) 標識等の掲示状況について

①建設業許可証の掲示について

項 目 標識の掲示が、公衆の見やすい場所に掲示されているか。(建設業法第40条)	現 状 <input type="checkbox"/> 元請及び下請の全ての掲示あり(場所:適当・不適當) <input type="checkbox"/> 一部掲示なし(場所:適当・不適當) <input type="checkbox"/> 掲示なし(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	掲示がない場合の指導内容
---	---	--------------

\*一部掲示なしとは、元請のみ若しくは元請及び下請の一部の標識の掲示しかない場合を指す。

②建退共加入者証の掲示について

項 目 建設業退職金共済制度に加入していることを下請業者に周知するために建退共加入者証を掲示しているか。	現 状 <input type="checkbox"/> 掲示あり <input type="checkbox"/> 掲示なし <input type="checkbox"/> 直営施工のため対象外 <input type="checkbox"/> 改善済	掲示がない場合の指導内容
---	--	--------------

③労災保険関係成立票の掲示について

項 目 労災保険関係成立票(労働保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号)を常時事業場の見やすい場所に掲示又は備え付けがあるか。(労働者災害補償保険法施行規則第49条)	現 状 <input type="checkbox"/> 掲示等あり(場所:適当・不適當) <input type="checkbox"/> 掲示等なし <input type="checkbox"/> 改善済	掲示がない場合の指導内容
--	--	--------------

(3) 施工体制等の実態確認

①下請に発注した工事1件の金額が30万円以上(建築一式工事については100万円以上)の工事

ア	下請報告書の現場備付け 項 目 下請報告書が現場に備付けてあるか。(下請契約報告事務取扱要領)	現 状 <input type="checkbox"/> 備付けあり <input type="checkbox"/> 備付けあるが、未提出 <input type="checkbox"/> 備付けなし(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	備付けがない場合の指導内容
イ	下請契約(元請と一次下請間のみ)の締結について 項 目 下請工事ごとに、契約書による契約を締結しているか。(建設業法第18条)	現 状 <input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	締結していない場合の指導内容
*下請報告書に添付してある契約書(下請基本契約を締結していれば、請書でも可。)を確認すること。			
ウ	下請業者(一次下請のみ)の選定について 項 目 契約額が500万円以上になる下請工事については、その工事を請け負わせるうえで必要な許可を取得している業者を選定しているか。(建設業法第3条第1項)	現 状 <input type="checkbox"/> 選定している <input type="checkbox"/> 選定していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	選定していない場合の指導内容
*下請報告書を参考に確認すること。			

エ 下請状況等について

項 目	現 状	一致していない場合の指導内容
提出された下請報告書と現場体制は一致しているか。(注) (建設業法第22条)	<input type="checkbox"/> 一致している <input type="checkbox"/> 概ね一致している <input type="checkbox"/> 一致していない(指示書) <input type="checkbox"/> 周知・指導済	平成8年5月17日監第216号の趣旨を周知・指導済。

\*概ね一致しているとは、施工体制は一致しているが、下請の技術者等、一部不一致の部分がある場合を指す。

オ 一次下請の主任技術者の配置について

項 目	現 状	配置していない場合の指導内容
下請工事ごとに、その工種に関する資格及び実務経験のある主任技術者を配置しているか。 (建設業法第26条第1項、第26条の2)	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\*下請報告書を参考に確認すること。

②①のうち、県から直接請負い、下請契約の総額が3,000万円以上(建築一式工事については4,500万円以上)の工事の場合  
ア 施工体制台帳の現場備付け及び施工体系図の現場掲示について

項 目	現 状	備付けなし・書類添付不備の場合の指導内容
施工体制台帳が現場に備付けてあり、一連の書類の添付があるか。 (建設業法第24条の7第1項・第2項)	<input type="checkbox"/> 備付けあり <input type="checkbox"/> 備付けあるが、未提出 <input type="checkbox"/> 備付けなし(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済 <hr/> <input type="checkbox"/> 書類添付あり <input type="checkbox"/> 書類添付不備 <input type="checkbox"/> 改善済	

項 目	現 状	掲示がない場合の指導内容
施工体系図が工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げているか。 (建設業法第24条の7第4項、入札契約適正化法第13条)	<input type="checkbox"/> 両方掲示あり <input type="checkbox"/> 片方のみ掲示 <input type="checkbox"/> 掲示なし(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\*両方掲示には、1枚で両方の役目を果たしている場合を含む。

イ 下請契約の締結について

項 目	現 状	締結していない場合の指導内容
下請工事ごとに、契約書による契約を締結しているか。 (建設業法第18条)	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\*施工体制台帳に添付してある契約書(下請基本契約を締結していれば、請書でも可。)で確認すること。

ウ 下請業者の選定について

項 目	現 状	選定していない場合の指導内容
契約額が500万円以上になる下請工事については、その工事を請け負わせるうえで必要な許可を取得している業者を選定しているか。(建設業法第3条第1項)	<input type="checkbox"/> 選定している <input type="checkbox"/> 選定していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\*施工体制台帳を参考に確認すること。

エ 下請状況等について

項 目	現 状	一致していない場合の指導内容
提出された施工体制台帳と現場体制は一致しているか。(注2) (建設業法第22条)	<input type="checkbox"/> 一致している <input type="checkbox"/> 概ね一致している <input type="checkbox"/> 一致していない(指示書) <input type="checkbox"/> 周知・指導済	平成8年5月17日監第216号の趣旨を周知・指導済。

オ 監理技術者の監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の所持状況について

項 目	現 状		所持していない場合の指導内容
	H16.2.29以前の資格者(資格者証)	H16.3.1以降の資格者(資格者証、修了証)	
資格者証を所持しているか。 (建設業法第26条第2項・第4項・第5項、監理技術者制度運用マニュアル)	<input type="checkbox"/> 所持 <input type="checkbox"/> 未所持(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	<input type="checkbox"/> 両方所持 <input type="checkbox"/> 資格者証のみ所持 <input type="checkbox"/> 資格者証未所持(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\*平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者は、講習を過去5年以内に受講したものから、選任しなければならない。よって、講習修了証も所持することが望ましい。

カ 一次下請以下の主任技術者の配置について

項 目	現 状	配置していない場合の指導内容
下請工事ごとに、その工種に関する資格及び実務経験のある主任技術者を配置しているか。 (建設業法第26条第1項、第26条の2)	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない(指示書) <input type="checkbox"/> 改善済	

\*施工体制台帳を参考に確認すること。

(注)一括下請に該当すると認められる場合は、平成8年5月17日付け監第216号「一括下請負の禁止の徹底について」の趣旨を請負者に周知・指導すること。

(別記様式2)

(現場立入点検用) 指 示 書

整理番号	平成 年 月 日		
工事番号	工事名		
工事場所			
請負者	点検者	印	
指 示 事 項			
受 領 者	現場代理人	印	

(別記様式3)

監 理 課 長 様  
(本庁主管課経由)

○ ○ ○ ○ ○

### 工事現場立入点検における違反について

このことについて、立入点検の結果、下記のとおり建設業法違反が確認されましたので、工事現場立入点検実施要領第4条第1項の規定に基づき報告します。

記

工事番号 工事名	
請負業者名	
契約年月日	平成 年 月 日
契約金額	円
契約工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
違反内容	
指導の経緯	
発注機関の見解	
調査年月日	
点検者名	

(公表)

熊本県不良不適格業者排除対策実施要領

(平成12年6月15日監第480号土木部長通知)

(趣 旨)

第1条 熊本県が発注する建設工事について、技術力・施工力を有しないペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業等いわゆる不良不適格業者を排除するため、発注者支援データベース・システムの活用及び現場立入点検等からなる不良不適格業者排除対策を実施し、建設工事の適正な施工の確保及び品質の確保等を期し、建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(発注者支援データベース・システムの活用による配置技術者の現場専任制の確認)

第2条 発注者支援データベース・システムを活用して、技術者専任制等の確認を次のとおり行うものとする。

(1) 入札前における確認

一般競争入札及び公募型指名競争入札に付する工事について、入札参加希望者から、あらかじめ、配置予定監理(主任)技術者について説明する書面を提出させるものとする。

また、発注者支援データベース・システムの活用により配置予定監理(主任)技術者の現場専任制を確認するものとする。

(2) 入札後・契約前における確認

一般競争入札及び公募型指名競争入札に付した工事について、発注者支援データベース・システムの活用により落札者の配置予定監理(主任)技術者の現場専任制を確認するものとする。

(3) 契約後における確認

① 全ての工事について、熊本県公共工事請負契約約款(平成8年告示第465号。以下「約款」という。)第10条に基づく通知に、請負者に所属する現場代理人及び主任(監理)技術者であることが確認できる書類の写しを添付させ、所属する者かを確認するものとする。

② 工事1件の契約金額が2,500万円以上(建築一式工事については5,000万円以上)の工事については、受注時、変更時及び竣工時におけるCORINS登録の有無及び内容を確認するものとする。

当該工事のCORINS登録後、発注者支援データベース・システムの活用により、請負者の配置した監理(主任)技術者の現場専任制等を確認するものとする。

2 その他具体的な手続は、「発注者支援データベースの活用による確認実施要領」によるものとする。

(現場における主任(監理)技術者の専任確認等)

第3条 工事現場において、現場代理人及び主任(監理)技術者の常駐及び専任状況等の確認と施工体制等の実態確認を次のとおり行うものとする。

(1) 現場立入点検の実施

工事1件の契約金額が2,500万円以上(建築一式工事については5,000万円以上)の工事について、適度な頻度で現場立入点検を行うものとする。

(2) 現場立入点検項目

① 現場の現場代理人及び主任(監理)技術者と約款第10条に基づき通知等された者との同一性と常駐及び専任状況等の確認

ア 現場の現場代理人及び主任(監理)技術者が、約款第10条に基づき通知された者並びにあらかじめ提出を受けた施工体制台帳又は下請報告書に記載された者と同一人であるかを確認するものとする。

イ 請負者に所属する者であるかを確認するものとする。

ウ 工事現場に常駐(現場代理人)又は専任(主任(監理)技術者)で従事している状況にあるかを確認するものとする。

エ 一般競争入札及び公募型指名競争入札に付した工事については、事前に提出された配置予定

監理（主任）技術者と同一人であることを確認するものとする。

② 施工体制等の実態確認

工事1件の契約金額が2,500万円以上（建築一式工事については5,000円以上）の工事について、下請報告書又は施工体制台帳を活用して、施工体制の実態等について確認するものとする。

ア 下請に発注した工事1件の金額が30万円以上（建築一式工事については100万円以上）の工事については、下請報告書の備付け状況及び主任技術者の配置状況等を確認するものとする。

イ アのうち、県から直接請け負い、下請契約の総額が3,000万円以上（建築一式工事については4,500万円以上）の工事については、施行体系図、施工体制台帳それに添付が義務付けられている一次下請契約書及び再下請通知書等の備付け状況及び監理技術者の配置状況等の施工体制を確認するものとする。

2 その他具体的な手続きは、「工事現場立入点検実施要領」によるものとする。

（現場専任制等に違反することが確認された場合の措置）

第4条 各発注機関等は、現場における主任（監理）技術者の専任確認において専任制違反又は不適切な措置が確認された場合は、熊本県公共工事請負契約約款、熊本県工事請負建設業者選定要領及び熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領等に基づき、必要な措置を講じることができるものとする。

（工事成績評定への監督状況反映）

第5条 現場代理人及び主任（監理）技術者の技術力及び施工体制については、しゅん工検査等の評価項目となっており、現場立入点検の際の応答等を通じて、主任（監理）技術者の専任状況及び施工体制に不適切な点がある場合には、当該評価項目について厳格な評価を行うものとする。

（暴力団の排除の徹底）

第6条 平成11年2月17日付けで熊本県警察本部との間で行った「建設業からの暴力団の排除に関する合意」に基づき、排除の徹底を図っていくものとする。

附 則

1 この要領は、平成12年7月1日から施行する。

2 この要領は、この要領の施行の前に行われた公告その他契約の申込みの誘引に係る契約についても適用する。

**熊本県談合情報処理要領（抜粋）**

## 第1 趣旨

この要領は、県が発注する工事の入札の適正化を図るため、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）の処理手続について定める。

## 第2 総則

## 1 公正入札調査委員会の設置

工事を発注する本庁各部署、地域振興局等に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## 2 談合情報の確認

(1) 入札に付そうとする（付した）工事について談合情報を受け、又は談合情報を知り得た場合、職員は、当該情報の提供者に対して次に掲げる事項を確認のうえ、直ちに委員会の事務を担当する課（入札執行を担当する課をもって充てる。以下「事務局」という。）に報告する。

- ①情報提供者の氏名、連絡先
- ②施行番号、工事名
- ③発注機関名
- ④開札（予定）日
- ⑤落札予定業者名、落札（入札）予定金額
- ⑥談合が行われた日時、場所及び方法
- ⑦談合に関与した業者名又は人物名
- ⑧落札予定業者の決定方法
- ⑨その他談合に関与した者以外には知り得ない事項

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、同様に取り扱う。また、談合情報の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障がない範囲で談合情報の出所を明らかにするよう要請する。

(2) 入札に付そうとする（付した）工事について談合の疑いを認めた場合（工事費内訳書の確認において認めた場合等）、職員は、次に掲げる事項を確認のうえ、直ちに事務局に報告する。

- ①施行番号、工事名
- ②発注機関名
- ③開札（予定）日
- ④談合の疑いがあると認めた事実の内容及び証拠
- ⑤その他談合が行われたことを推定させるような事項

## 3 委員会の召集及び審議

(1) 事務局は、2（1）により報告を受けた場合には談合情報報告書（別記様式1-1）を作成し、2（2）により報告を受けた場合には談合情報報告書（別記様式1-2）を作成し、速やかに委員会の長に報告を行う。

(2) 委員会の長は、（1）による報告を受けたときは、委員会を召集する。

(3) 委員会は、2の報告を基に、次の事項を総合的に勘案し、当該談合情報の信ぴょう性及び第3以下の手続による調査を必要とするか否かについて判断する。

- ① 入札に付そうとする（付した）工事について談合情報を受け、又は談合情報を知り得た職員から報告を受けた場合

- ア 提供者の身許情報
- イ マスコミからの通報、問い合わせ等の情報
- ウ 談合に関する具体的な内容

- 1) 談合の日時
- 2) 談合の場所
- 3) 談合の参加者
- 4) 談合の対象工事名
- 5) 談合の経緯
- 6) 談合の結果（落札業者、落札金額）

エ 談合が行われたことを推定させるような談合情報以外の情報

② 入札に付そうとする（付した）工事について談合の疑いを認めた職員から報告を受けた場合

- ア 談合の疑いを認めた事実の内容及び証拠等
- イ 談合の結果（落札業者、落札金額）
- ウ 談合が行われたことを推定させるような事項

#### 4 公正取引委員会及び県警察本部への通知

- (1) 委員会において、調査の必要があると判断した談合情報及びその対応については、手続の各段階において、談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、入札結果表の写し等を添えて、別記様式4及び5により、公正取引委員会及び県警察本部へ通知する。なお、事情聴取から開札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを開札終了後にまとめて通知することができる。
- (2) 地域振興局等は、本庁所管部の筆頭課に協議のうえ行う。

#### 5 報道機関等への対応

事務局が、2により談合情報の報告を受けた以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、原則として、事務局が対応する。

なお、事務局は、談合情報の公表については公正取引委員会及び県警察本部が行う調査の妨げにならないよう留意しなければならない。

#### 6 本庁所管部筆頭課への連絡

出先機関の事務局は、談合情報の報告を受けた場合、談合情報への対応について手続の各段階において、速やかに本庁所管部の筆頭課へ報告する。

### 第3 各論

談合情報が寄せられた場合には、原則として、次に従い対応する。

#### 1 開札前に談合情報が寄せられた場合

- (1) 委員会において調査の必要がないと判断した場合は、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）全員へ、開札後談合の事実が明らかと認められる場合には入札を無効とする旨の注意を促し、誓約書を提出させたいうで、開札を行う。
- (2) 委員会において調査の必要があると判断した場合は、以下の手続による。

##### ① 事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書（別記様式3-1又は3-2）を作成すること。

事情聴取は、開札までの時間、発注の遅れによる影響を考慮して、開札日の前日までに行

うか、又は開札開始時刻若しくは開札日を延期したうえで行うこと。

② 談合の事実があったと認められる場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、熊本県競争契約入札心得（昭和39年7月1日熊本県告示第420号）第7条を適用し、開札を取り止める。

イ 第2の4に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

③ 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者へ、開札後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促し、誓約書を提出させたうえで、開札を行うこと。

イ この場合、開札時に積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、すべての入札参加者の工事費内訳書の確認を行うこと。

ウ 工事費内訳書の確認において、談合の疑いを認めた場合には、2に準じて対応すること。

エ 第2の4に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

(3) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札及び条件付一般競争入札（事前審査型）の場合は、競争参加資格があると認められる者を対象として、(1)以下に従い対応する。

条件付一般競争入札（事後審査型）の場合は、入札参加届出書の提出期限後に、入札参加者を対象として、(1)以下に従い対応する。

2 開札後に談合情報が寄せられた場合

開札後に談合情報が寄せられた場合には、開札結果を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、当該談合情報の信ぴょう性及び調査を必要とするか否かについて判断する。

(1) 契約（仮契約を含む）締結以前の場合

① 委員会において調査の必要がないと判断した場合は、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約すること。

② 委員会において調査の必要があると判断した場合は、以下の手続によること。

ア 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書（別記様式3-1又は3-2）を作成すること。

イ 談合の事実があったと認められる場合の対応

1) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、熊本県競争契約入札心得第8条第7号を適用し、入札を無効とすること。

2) 第2の4に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

1) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員へ、契約締結後に当該工事に関する談合等の不正行為が明らかになった場合には契約の解除及び損害賠償の請求がある旨を説明し、誓約書を提出させたうえで、落札者と契約を締結すること。

2) 第2の4に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

（２）契約（仮契約を含む）締結後の場合

- ① 委員会において調査の必要がないと判断した場合は、特別な対応はしない。
- ② 委員会において調査の必要があると判断した場合は、以下の手続によること。

ア 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書（別記様式 3-1 又は 3-2）を作成すること。

イ 談合の事実があったと認められる場合の対応

- 1) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。
- 2) 第 2 の 4 に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

- 1) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、契約に関する特別な対応はしない。
- 2) 第 2 の 4 に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

第 4 雑則

第 3 に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、発注機関の長が指定した複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取者の対象者全員を一社ずつ個別に呼び、行うこと。  
なお、共同企業体の場合については、構成員を個々に事情聴取を行うこと。

2 誓約書の提出等

事情聴取後に提出させる誓約書については、事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

第 5 準用

本要領は、工事に係る調査、測量、設計等の入札に係る談合情報についても準用する。

附 則

- 1 本要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式 1-1（第 2 の 2（1）に該当する場合）・・・（略）

別記様式 1-2（第 2 の 2（2）に該当する場合）・・・（略）

別記様式 2 誓約書（単体用）・・・（略）

別記様式 2 誓約書（共同企業体用）・・・（略）

別記様式 3-1（第 2 の 2（1）に該当する場合）事情聴取書・・・（略）

別記様式 3-2（第 2 の 2（2）に該当する場合）事情聴取書・・・（略）

別記様式 4 談合情報に関連する資料の送付について・・・（略）

別記様式 5 談合情報に関連する資料の送付について・・・（略）

## 〇〇〇地域振興局公正入札調査委員会設置要領（準則）

### 第1 設置

〇〇〇地域振興局に係る建設工事の入札の適正化を図るため、〇〇〇地域振興局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第2 組織

委員会は、地域振興局長、次長、総務部長、総務課長、及び局長が特に指名した職員をもって組織する。

### 第3 会長等

- 1 委員会に会長を置き、地域振興局長をもって充てる。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。

### 第4 会議等

- 1 委員会は、入札談合に関する情報があった場合には、必要に応じ会長等が召集する。
- 2 委員会は、会議の公開又は非公開は決めるものとする。
- 3 委員は、会議が非公開の場合には、審議の内容を外部へ漏らしてはならない。

### 第5 審議事項

熊本県談合情報処理要領第2の3に係る談合情報に関する信ぴょう性及びその対応について審議する。

### 第6 事務局

委員会の事務は、総務部総務課において行う。

### 附 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇〇部公正入札調査委員会設置要領（準則）

第1 設置

〇〇〇部に係る建設工事の入札の適正化を図るため、〇〇〇部公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 組織

委員会は、部長、次長、筆頭課長、及び部長が特に指名した職員をもって組織する。

第3 会長等

- 1 委員会に会長を置き、〇〇〇部長をもって充てる。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。

第4 会議等

- 1 委員会は、入札談合に関する情報があった場合には、必要に応じ会長等が召集する。
- 2 委員会は、会議の公開又は非公開は決めるものとする。
- 3 委員は、会議が非公開の場合には、審議の内容を外部へ漏らしてはならない。

第5 審議事項

熊本県談合情報処理要領第2の3に係る談合情報に関する信ぴょう性及びその対応について審議する。

第6 事務局

委員会の事務は、〇〇部〇〇課において行う。

附 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

監第 1620号

平成 20年 3月 28日

本庁各部局長

土木部各課（総室・室）長

土木部各出先機関長 様

各地域振興局長

土木部長

入札・契約手続きにおける監理技術者又は主任技術者等の資格等

の確認について（通知）

このことについて、建設業法第26条に基づき建設工場の現場に設置される監理技術者又は主任技術等の適正な設置を確保するため、別添のとおり入札・契約手続きにおける資格等の確認に係るマニュアルを定めたので通知します。

## 入札・契約手続きにおける監理技術者又は主任技術者等の資格等確認マニュアル

### 第1 趣旨

このマニュアルは、建設業法第26条に基づき建設工事の現場に配置される監理技術者又は主任技術者等の適正な配置を確保するため、入札・契約手続きにおける資格等の確認について必要な事項を定める。

### 第2 確認の方法

#### 1 条件付一般競争入札（事後審査型）の場合

##### (1) 開札後・落札決定時における確認

発注機関は、落札候補者から申請のあった配置予定技術者について、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日において、次に掲げる事項を確認するものとする。

##### ア 他の工事現場との重複配置

配置予定技術者が、他の工事の主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人として配置されていないかを、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS検索サービス）」により確認すること。

##### イ 営業所専任技術者の配置

配置予定技術者が、建設業法第7条第2号（特定建設業許可を有する者にあつては同法第15条第2号）の規定により営業所ごとに常勤して専ら職務に従事することとされている技術者（以下「営業所専任技術者」という。）と重複していないかを、熊本県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては、県庁共用キャビネットに掲載している建設業許可台帳により、熊本県以外の地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、申請書に添付された現在有効な建設業許可に係る許可申請書に添付されている専任技術者証明書の写しにより確認すること。

##### ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者が、落札候補者と直接的かつ恒常的な雇用関係（連続して3か月以上）にあるかを、申請書に添付された監理技術者資格者証の写し、健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写しにより確認すること。

##### エ 免許・資格等の保有

配置予定技術者が、入札公告に示された免許・資格等を保有しているかを、申請書に添付された免許・資格等、国土交通大臣の認定書、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、卒業証書等の写し、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書等により確認すること。

##### (2) 契約締結時における確認

発注機関は、契約相手方から熊本県公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条に基づき通知のあった監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）について、あらかじめ申請のあった配置予定技術者と同一人であることを確認するとともに、次に掲げる事項を確認するものとする。

また、現場代理人についても、次の事項を確認するものとする。

##### ア 他の工事現場との重複配置

配置技術者及び現場代理人が、他の工事の監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人となっていないかを、工事進行管理システムの「技術者等確認登録画面」に入力し確認すること。

##### イ 営業所専任技術者の配置

(1)のイに準じて確認すること。

#### 2 一般競争入札及び条件付一般競争入札（事前審査型）の場合

##### (1) 入札前における確認

上記1の(1)に準じて確認を行うものとする。この場合において、「落札候補者」と

あるのは「入札参加希望者」と読み替えるものとする。

(2) 契約締結時における確認

上記 1 の (2) に準じて確認すること。

3 指名競争入札及び随意契約の場合

発注機関は、契約締結時において、配置技術者及び現場代理人について、次に掲げる事項を確認するものとする。ただし、現場代理人については、ウ及びエの確認は要しない。

なお、確認のために必要な書類は、契約約款第 10 条に基づく通知に添付させるものとする。

また、指名業者又は見積書提出業者への周知のため、指名競争入札通知書及び見積依頼通知書に開札日（随意契約あつては見積書開封日）以前に 3 か月以上の雇用関係が必要である旨を明示するものとする。

ア 他の工事現場との重複配置

上記 1 の (2) のアに準じて確認すること。

イ 営業所専任技術者の配置

上記 1 の (1) のイに準じて確認すること。

ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係

上記 1 の (1) のウに準じて確認すること。

エ 免許・資格等の保有

上記 1 の (1) のエに準じて確認すること。

第 3 疑義が認められた場合の取扱い

1 発注機関は、第 2 により次表に「×」と示された場合に該当すると確認されたときは、必要に応じ追加書類を提出させたうえで事実確認を行い、また、必要に応じ配置（予定）技術者、現場代理人又は営業所専任技術者の変更を求めるものとする。

ただし、一般競争入札及び条件付一般競争入札では、申請書の提出期限の日後における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認められず、また、配置予定技術者も特別な場合を除き、変更は認められないので留意すること。

疑義区分	重複している工事			営業所 専任技 術者	雇用 関係 無し	免許・ 資格等 無し
	技術者		現場代理 人			
	2,500万 円以上	2,500万 円未満				
当 該 工 事	技 2,500万円 以上	×	×	×	×	×
	者 2,500万円 未満	×	—	×	—	
	現場代理人	×		×	×	

(建築一式工事の場合は、2,500万円を5,000万円と読み替える。)

2 1の確認の結果、配置予定技術者、配置技術者又は現場代理人が資格等を満たさないことを認めた場合は、次により取り扱うものとする。

(1) 条件付一般競争入札（事後審査型）の場合

ア 開札後・落札決定時における確認の場合

落札候補者の競争参加資格は「無し」とする。

イ 契約締結時における確認の場合

契約を締結せず、熊本県工事請負業者等選定要領及び熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領等に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(2) 一般競争入札及び条件付一般競争入札（事前審査型）の場合

ア 入札前における確認の場合

入札参加希望者の競争参加資格は「無し」とする。

イ 契約締結時における確認の場合

(1)のイに準じて取り扱うものとする。

(3) 指名競争入札及び随意契約の場合

(1)のイに準じて取り扱うものとする。

## 熊本県一般競争入札等事務手続処理要領（公表）

（平成 7 年 2 月 15 日 伺 定）  
 [ 浴 革 ] （平成 8 年 10 月 28 日 一 部 改 正）  
 （平成 15 年 7 月 11 日 一 部 改 正）  
 （平成 16 年 2 月 25 日 改 正）  
 （平成 18 年 6 月 30 日 改 正）  
 （平成 19 年 6 月 20 日 改 正）  
 （平成 20 年 3 月 28 日 改 正）  
 （平成 21 年 3 月 24 日 改 正）  
 （平成 21 年 6 月 25 日 改 正）  
 （平成 21 年 9 月 15 日 改 正）

### 第 1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び条件付一般競争入札の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 対象工事

- 1 一般競争入札については、県が発注する建設工事で、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣が定める額以上のものを対象とする。
- 2 条件付一般競争入札については、県が発注する建設工事で、設計金額が別に定める額以上のもののうち、一般競争入札の対象とならないものを対象とする。ただし、災害その他の理由により緊急を要する工事についてはこの限りでない。

### 第 3 入札手続の種類

- 1 入札手続は、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）の審査を入札前に行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき、落札者を決定する方法（以下「事前審査型」という。）のほか、入札において最低の価格を提示した者（最低制限価格未満の価格を提示し失格となった者又は低入札価格調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められた者を除く。以下「落札候補者」という。）について、入札後、競争参加資格の審査を行い、競争参加資格があると認めた場合に落札者として決定する方法（以下「事後審査型」という。）によるものとする。
- 2 条件付一般競争入札を行う場合においては、原則として、事後審査型により行うものとする。ただし、議会の議決を要する契約を締結しようとする場合や建設工事共同企業体であることを競争参加資格として設定する場合など入札前に競争参加資格を確認する必要があると認められる場合には、事前審査型により行うものとする。

### 第 4 入札の公告

- 1 一般競争入札の公告

(1) 第2の1の対象工事を一般競争入札に付そうとする場合においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、特例政令第6条及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第84条第1項の規定に基づき、熊本県公報により公告を行うほか、入札情報公開サービスシステムにより行うものとする。

(2) (1)の規定による入札に係る公告（以下「入札公告」という。）においては、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

ア 工事名

イ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び必要な書類（以下「資料」という。）の提出期限

ウ 入札及び開札執行の日時

エ 当該入札に関する事務を担当する部（局）及び課（室）の名称

## 2 条件付一般競争入札の公告

(1) 第2の2の対象工事を条件付一般競争入札に付そうとする場合においては、入札情報公開サービスシステムのほか、契約担当課（総室、室、センター）で定める場所において公告を行うものとする。

(2) 入札公告は、事前審査型の場合は、別添1(1)の条件付一般競争入札標準入札公告例及び別添1(2)の事前審査型一般競争入札公告共通事項書によるものとする。

事後審査型の場合は、別添2(1)の条件付一般競争入札標準公告例及び別添2(2)の事後審査型一般競争入札共通事項書によるものとする。

## 第5 競争参加資格

競争参加資格として次に掲げる事項を設定するとともに、入札公告又は共通事項書（事前審査型一般競争入札公告共通事項書及び事後審査型一般競争入札公告共通事項書をいう。一般競争入札における入札説明書を含む。以下同じ。）において当該事項を明らかにするものとする。

1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

2 対象工事に係る工事種別について、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号。以下「格付要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき入札参加者資格を認定された者であること。

3 対象工事に係る工事種別等について、以下の条件を満たすこと。

(1) 一般競争入札については、対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査における総合評定値（以下「総合評定値」という。）が一定の点数以上であること。

(2) 条件付一般競争入札については、原則として以下の条件を満たすこと。

ア 県外に主たる営業所を有する建設業者にあつては、対象工事に係る工事種別について、総合評定値が一定の点数以上で、かつ、県内又は九州地域内に法第3条第1項に定める営業所を有すること。

イ 県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては、格付要綱第2条第2項の規定に基づき対象工事にかかる工事種別について特定の等級の認定を受けている者であること。ただし、対象工事に係る工事種別が格付業種以外であるときは、総合評定値が一定の点数以上であること。

- 4 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合は、構成員数、組合せ、出資比率及び各構成員の資格について、一定の条件を満たすこと。
- 5 対象工事と同種工事の施工実績があること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- 6 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格及び同種工事の施工経験をできるだけ詳細に明示すること。）。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- 7 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年熊本県告示第111号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- 8 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- 9 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、2に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- 10 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本又は人事面において関連がある」ことの具体的内容を入札公告又は共通事項書において明らかにすること。）。
- 11 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合又は同一の共同企業体に属する場合を除く。）。
  - (1) 資本関係
 

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。

    - ア 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係
 

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

    - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 

他の会社の役員又は同一の個人が所有している議決権の数の割合が議決権の総数に対して百分の五十以上である会社同士の場合その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 第6 競争参加資格の決定

第5に掲げる競争参加資格は、対象工事ごとに、競争参加資格審査会の審査を経て決定するものとする。

## 第7 設計図書の閲覧及び配付の方法

- 1 設計図書の閲覧及び配付については、入札情報公開サービスシステムにより行う。
- 2 設計図書は、入札公告を開始した日から閲覧及び配付を開始するものとし、開札執行の日の前日まで行うものとする。
- 3 設計図書の閲覧及び配付の期間並びに方法を入札公告において明らかにするものとする。

## 第8 競争参加資格確認申請書及び資料の提出

- 1 一般競争入札及び条件付一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者（事後審査型にあつては、落札候補者）に申請書及び資料（競争参加資格を確認するために必要な書類を含む。）の提出を求めるものとする。
- 2 1の場合において申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札公告を開始した日の翌日から起算して8日間（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に規定する県の休日並びに7月15日、8月13日から8月15日まで、12月28日及び1月4日（以下「休日等」という。）を含まない。）とする。ただし、事後審査型にあつては、原則として、開札日の翌日から起算して2日間（休日等を含まない。）とする。
- 3 競争参加資格として、特定建設工事共同企業体であることを求める場合には、建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）及び建設工事共同企業体協定書の写しの提出を求めるものとする。
- 4 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行わせるものとする。ただし、電子入札システムによる提出が困難な者又は書面による入札により参加しようとする者については、対象工事の契約担当課（総室、室、センター）の指定する場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）させるものとする。
- 5 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに知事が競争参加資格がないと認めた者は、事前審査型にあつては、当該競争入札に参加することができないものとし、事後審査型にあつては、落札決定しないものとする。
- 6 1から5までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。
  - (1) 申請書及び資料は、共通事項書において示す様式により作成すること。
  - (2) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
  - (3) 提出された申請書及び資料は競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
  - (4) 提出された申請書及び資料は返却しないこと。
  - (5) 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めないこと。
  - (6) 申請書及び資料に関する問合わせ先
  - (7) その他必要と認める事項

## 第9 資料の内容

- 1 資料の内容は、(1)及び(2)とし、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。  
なお、(1)の同種工事の施工実績及び(2)の配置予定技術者の同種工事の施工経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することができるものとし、(2)の配置予定技術者については、複数の技術者を記載することができるものとし、その旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。
  - (1) 同種工事の施工実績を記載した書面  
第5の5に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績
  - (2) 配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験を記載した書面  
第5の6に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験
- 2 必要があると認めるときは、1に加えて、1に掲げる資料の内容を証明するために必要な書類を求めることができるものとし、当該書類の提出を求める場合には、その旨を公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

## 第10 競争参加資格の確認

- 1 提出された申請書及び資料に基づき競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、一般競争入札においては、申請書及び資料の提出者が申請書及び資料の提出期限の日において第5の2の資格を有していない場合において、競争参加資格のうち第5の1及び4から11までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において第5の2及び3の(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
- 2 1の確認は、競争参加資格審査会の審査を経て行うものとする。
  - 3 1の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。
- 4 第5の5の同種工事の施工実績及び第5の6の配置予定技術者の同種工事の施工経験の確認を行うに当たっては、次の点に留意するものとする。
  - (1) 一般競争入札においては、効力を有する政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）を適用している国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験をもって行うものとする。
  - (2) 条件付一般競争入札においては、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験をもって行うものとし、詳細は、入札公告において明らかにするものとする。
- 5 第5の6に掲げる配置予定技術者が、施工中の他の工事に従事している場合は、対象工事の現場施工に着手する日の前に対象工事に従事できる見込みであることを確認するものとする。
- 6 事前審査型にあつては、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して、原則として、10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。事後審査型にあつては、原則として5日以内に、競争参加資格の確認の結果、競争参加資格があると認めた場合は落札者の決定について入札参加者に対し通知し、競争参加資格がないと認めた場合は競争参加資格がないことについて落札候補者に対し通知するものとする。
- 7 6の通知は、事後審査型において競争参加資格がないと認めた場合を除き、原則として、電子入

札システムにより行う。書面により通知する場合は、事前審査型においては別記様式1、事後審査型において、落札者の決定について通知する場合は別記様式2により、競争参加資格がないことについて通知する場合は別記様式3により、行うものとする。

- 8 6の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。
- 9 1及び3から6に掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

#### 第11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、第10の6の通知の日の翌日から起算して一般競争入札については7日、条件付一般競争入札については5日（それぞれ休日等を含まない。）以内に、知事に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- 2 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合には、書面（様式は、熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱（平成14年熊本県告示第124号。以下「苦情処理要綱」という。）に定める別記様式1による。）を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- 3 2の書面の提出場所は、対象工事の契約担当課（総室、室、センター）とする。
- 4 1の説明を求められたときは、原則として、1の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、一般競争入札については10日、条件付一般競争入札については7日以内に、説明を求めた者に対し、別記様式4により回答するものとする。
- 5 4の回答内容を、競争参加資格審査を行った競争参加資格審査会に報告するものとする。
- 6 説明を求めた者に競争参加資格があると認めた場合においては、第10の6の通知を取り消し、4の回答と併せて別記様式1又は2により競争参加資格がある旨を通知するものとする。
- 7 6の通知を行う場合においては、競争参加資格審査会の審査を経るものとする。
- 8 1から4までの事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

#### 第12 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問

- 1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を入札情報公開サービスシステムにより閲覧に供するものとする。
- 2 質問書の提出期間は、原則として、入札公告を行った日から開札日の6日前（休日等を含まない。）までとする。
- 3 質問書の提出は、対象工事の契約担当課（総室、室、センター）に持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、電送によるものは受け付けないものとする。
- 4 質問に対する回答書は別記様式5により作成し、その閲覧は、原則として、質問書を受理した日の翌日から起算して2日後（休日等を含まない。）までに開始し、開札日の前日に終了するものとする。
- 5 1から4までに掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

#### 第13 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除するものとする。
- 2 契約保証金は、納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供若しくは銀行、知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
- 3 1及び2に掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

#### 第14 入札及び開札の執行

- 1 開札は、原則として、第12の2の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して6日後（休日等を含まない。）に執行するものとし、入札は、原則として、入札公告を行った日の翌日から（翌日が休日等の場合は、最初の休日等でない日からとする。）開札日前の直近の休日等でない日までの期間に電子入札システムにより行うものとする。ただし、書面による入札は、開札の日時及び場所において行うものとする。
- 2 書面による入札の場合は、入札の執行に先立ち、競争参加資格確認通知書の写し（事前審査型の場合に限る。）及び紙入札移行承認願（県の承認印のあるもの）を入札参加者に提出させるものとする。
- 3 入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提示を求めるものとし、工事費内訳書の提示がない場合は、当該入札を無効とするものとする。
- 4 開札は、電子入札システムにより入札する者を除き、書面による入札により参加する者又はその代理人を立ち合わせて行い、書面による入札により参加する者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- 5 1から4までに掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

#### 第15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を入札公告及び共通事項書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び知事により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札又は落札者決定時において指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時において第5に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する旨を共通事項書において明らかにするものとする。

#### 第16 落札候補者の決定方法

- 1 事後審査型において、開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示したものを落札候補者とする。
- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定する。
- 3 落札候補者の競争参加資格がなかった場合は、次に低い価格を提示した者から順に、競争参加が

確認できるまで、申請書及び資料の提出を求めるものとする。

なお、次の候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除き電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定する。

- 4 落札候補者は、第5に掲げる競争参加資格を満たさなくなったときは、その旨を申し出なければならないものとする。また、競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず、その旨を申し出なかったときは、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 5 1から4までに掲げる事項を共通事項書により明らかにするものとする。

#### 第17 対象工事の請負者又はその下請業者によって調達される主要な資機材

一般競争入札の対象工事については、対象工事の請負者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材を、公告において明らかにするものとする。

#### 第18 苦情申立て

- 1 一般競争入札については、本要領に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、政府調達に関する協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年熊本県告示第446号の2）により設置された「熊本県政府調達苦情検討委員会」に対して苦情を申し立てることができる旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 2 条件付一般競争入札について、本要領に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し苦情がある場合は、苦情処理要綱に基づき苦情を申し立てることができる旨を共通事項書において明らかにするものとする。

#### 第19 落札者等の公示

一般競争入札の対象工事について落札者を決定したときは、熊本県物品等又は特定調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第80号）第11条の規定に基づき、落札者等を公示するものとする。

#### 第20 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 2 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 3 対象工事の発注担当課（総室、室、センター）は、落札者が第9の1の(2)の資料に記載した配置予定の技術者が、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 4 入札公告及び共通事項書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、別添1及び別添2の標準入札公告例及び共通事項書によるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、施行日以降に公告を行うものから適用する。

## 熊本県公共工事請負契約約款

(平成8年7月1日告示第465号)  
 (平成11年9月22日告示第684号改正)  
 (平成13年5月18日告示第405号改正)  
 (平成14年3月15日告示第192号改正)  
 (平成15年4月7日告示第383号改正)  
 (平成18年3月24日告示第310号改正)  
 (平成19年10月1日告示第828号改正)  
 (平成20年3月31日告示第264号改正)  
 (平成21年3月27日告示第270号改正)

### (総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲、乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲、乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### (関連工事の調整)

- 第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

### (工程表及び請負代金内訳書)

- 第3条 乙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、甲が請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 工程表及び内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。

### (契約の保証)

- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付

- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。  
（権利義務の譲渡等）
- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。  
（一括委任又は一括下請負の禁止）
- 第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。  
（下請負人の通知）
- 第7条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。  
（特許権等の使用）
- 第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。  
（監督員）
- 第9条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
  - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

6 甲が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、甲に帰属する。  
 (現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、現場代理人、主任技術者及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 この契約による工事が、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には、前項中「主任技術者」とあるのは「監理技術者」とするものとする。

3 この契約による工事が、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合には、第1項又は前項の規定により設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者としなければならないものとし、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けている者としなければならない。

4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

6 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。  
 (履行報告)

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。  
 (工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかきがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するととも

に、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。  
(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。  
(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う。

二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う。

三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 甲、乙協議して甲が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金

額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、甲、乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあつては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、乙が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、次の方法により算出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、甲、乙協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

請負代金額 = 変更設計工事費 × 原請負代金額 / 原設計工事費

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲、乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲、乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲、乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

- 第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、乙が負担する。
  - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲、乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲、乙双方の責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん

補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
  - 一 工事目的物に関する損害  
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
  - 二 工事材料に関する損害  
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
  - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第30条 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲、乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第31条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 甲は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払金保証事業法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲又は甲の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を乙に通知しなければならない。
- 5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したとき

は、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第37条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中次の表に定める回数を超えることができない。

請負代金の額	1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上
前金払(中間前払金を含む)をしない場合	2回	3回	4回	5回
前金払(中間前払金を含まない)をする場合	1回	2回	3回	4回
前金払(中間前払金を含む)をする場合	1回	1回	2回	3回

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認後速やかにその結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times \left\{ 9 / 10 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額} \right\}$$

この場合において、第1項の請負代金相当額は、次の式により算定するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、甲、乙協議して定めるものとし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

$$\text{請負代金相当額} = \text{請負代金額} \times \text{出来形工事費} / \text{設計工事費}$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第38条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×〔1－（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額〕

この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、次の式により算定する。ただし、特別な事情がある場合は、甲、乙協議して定めるものとし、甲が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

指定部分に相応する請負代金の額＝請負代金額×指定部分に係る設計工事費／設計工事費  
（第三者による代理受領）

第39条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第40条 乙は、甲が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第41条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、10年とする。

一 石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物又は地盤のかし 2年

二 設備工事及び前号に掲げるかし以外のかし 1年

3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第6条第1項及び第2項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

5 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項又は第4項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

6 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第42条 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が次条第1項各号の一に該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定により保証人が選定し甲が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から甲に対して、この契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- 一 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。）
- 二 工事完成債務
- 三 かし担保債務（乙が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。）
- 四 解除権
- 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 甲は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第1項の規定による甲の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（甲の解除権）

第44条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- 三 第10条第1項に掲げる主任技術者（監理技術者）を設置しなかったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第46条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第44条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。
- 三 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

四 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（その他の甲の解除権）

第45条 甲は、工事が完成するまでの間は、第44条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第46条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第47条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第44条又は第44条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条又は第44条の2の規定によるときは甲が定め、第45条又は前条の規定によるときは、乙

が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第48条 乙は、第44条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第44条の2第1項第4号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第49条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.6パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(火災保険等)

第50条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第51条 この約款の各条項において甲、乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲、乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による熊本県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第52条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第53条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

## 工事費内訳書確認事務処理要領（公表）

（平成16年10月15日土木部長通知）

（平成19年6月20日一部改正）

### 1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事における工事費内訳書の確認に係る事務処理について必要な事項を定める。

### 2 対象工事

工事費内訳書の確認を行う工事は、次に掲げるものとする。

#### (1) 全ての入札参加者の工事費内訳書の確認（以下「全員確認対象工事」という。）

一般競争入札、設計金額が1億円以上の条件付一般競争入札、事前に談合情報があり事業聴取を行った入札（以下「談合情報調査実施入札」という。）及び別に指定する工事に係る入札については、全ての入札参加者の工事費内訳書の確認を行うものとする。

#### (2) 落札者の工事費内訳書の確認

全員確認対象工事以外の全ての入札については、落札者の工事費内訳書の確認を行うものとする。

### 3 工事費内訳書の提出

#### (1) 全員確認対象工事

工事費内訳書の確認のため、電子入札により入札に参加する者には、入札の際に入札書に工事費内訳書の添付を求め、書面により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を入札場所に持参させるものとする。

#### (2) 全員確認対象工事以外

工事費内訳書の確認のため、電子入札により入札に参加する者には、入札の際に入札書に工事費内訳書の添付を求め、書面により入札に参加する者には、落札決定後に落札者から工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(3) 上記(1)、(2)は、一般競争入札及び条件付一般競争入札については、一般競争入札公告共通事項書及び競争参加資格確認通知書（事前審査型のみ）に、指名競争入札については指名競争入札通知書に記載するものとする。

(4) 上記(3)の記載にあたっては、入札の際に工事費内訳書が未提出である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることを明記するものとする。

### 4 工事費内訳書の記載内容等

工事費内訳書の記載内容等は、次に掲げるものとする。

(1) 一般競争入札、条件付一般競争入札については、設計図書に記載する費目・各工種・種別・細別（建築工事については、種目、科目、中科目）に相当する項目に対応するものについて、単位、

数量、単価及び金額を記載させる。

(2) その他の入札については、設計図書に記載する費目、各工種、種別（建築工事については、種目、科目）に相当する項目に対応するものについて、その金額を記載させる。ただし、必要に応じて、上記(1)に準じた記載を求めることができるものとする。

(3) 様式については、自由とする。

## 5 工事費内訳書の確認方法

(1) 全員確認対象工事の入札については、入札時に入札参加者全員から工事費内訳書を提示させ、落札決定までに確認を行うとともに、落札決定後に落札者から工事費内訳書を提出させるものとする。

なお、落札者以外の者から提示があった工事費内訳書については、不備により無効とした入札に係るものを除き、当該工事費内訳書を提出した入札者に返却するものとする。ただし、郵送若しくは電子的な方法により提示があったものについては、返却しないものとする。

また、工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施できることとする。

(2) 全員確認対象工事以外の入札については、落札決定後に落札者から工事費内訳書を提出させ、確認を行うものとする。

なお、落札者が入札当日に工事費内訳書を持参していなかった場合については、翌日までに提出させるものとする。

(3) 工事費内訳書の確認にあたっては、一般競争入札、条件付一般競争入札については事業担当課の技術職員が、その他の入札においては入札担当課の事務職員が行う。

## 6 工事費内訳書の確認事項

(1) 一般競争入札、条件付一般競争入札における工事費内訳書については、以下の事項を確認する。

- ア 当該工事に係る内訳書であるか
- イ 内訳書に記載された提出者名は正しいか
- ウ 記載された各項目は、一般競争入札公告共通事項書に指示された項目を満たしているか
- エ 各項目の単位及び数量は適正か
- オ 各項目の金額が他の入札参加者と全く同一でないか
- カ 内訳書の合計金額が入札金額と同額であるか
- キ 他の入札参加者の様式を入手して使用していないか

(2) その他の入札における工事費内訳書については、以下の事項を確認する。

- ア 当該工事に係る内訳書であるか
- イ 内訳書に記載された提出者名は正しいか
- ウ 各項目の金額が他の入札参加者と全く同一でないか

- エ 内訳書の合計金額が入札金額を下回っていないか（上回っている場合は確認不要）
- オ 他の入札参加者の様式を入手して使用していないか

#### 7 工事費内訳書の取扱い

確認を行った工事費内訳書について、未提出である等不備があるものとして別表に掲げる事項に該当する場合は、競争契約入札心得第8条第10号（その他入札に関する条件に違反した入札）に該当する無効の入札として取り扱う。ただし、当該不備が軽微な誤記であるときには、注意を行ったうえで無効としないことができるものとする。

また、工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがあると判断される場合は、別途談合情報処理要領に基づいて対応するものとする。

なお、全員確認対象工事以外の入札において、落札者の入札を無効とした場合については、落札者が契約を締結しない場合に準じた取扱いを行うものとするが、この場合については落札者に対する指名停止は行わない。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年10月15日から施行し、施行の日以降に契約の申込みの誘引を行う工事について適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行し、施行の日以降に契約の申込みの誘引を行う工事について適用する。

別表

区 分	不 備 の 内 容
1 内訳書の未提出	①内訳書の全部又は一部が提示されていない ②内訳書とは無関係な書類が提示されている ③当該工事の内訳書であることが特定できない ④他の工事の内訳書が提示されている ⑤内訳書が白紙である
2 記載内容の不備	①一般競争入札公告共通事項書又は指名通知等に指示された項目を満たす内訳の記載がない ②内訳書の各項目の金額が他の入札参加者と全く同一である（注：積算を外注している場合等合理的な理由があるものについては、同一金額であってもこれに該当しない。） ③内訳書の合計金額が入札金額を下回っている （一般競争入札、及び条件付一般競争入札については、内訳書の合計金額が入札金額と異なる）
3 記載事項の不備	①提出業者名に誤りがある ②他の入札参加者の様式を入手し使用していることが明らかである（注：積算を外注している場合等合理的な理由があるものについては、同一様式であってもこれに該当しない。）

（公表）

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱

（平成14年2月15日熊本県告示第124号）

（平成16年3月31日熊本県告示第333号一部改正）

（平成19年6月29日熊本県告示第589号の4一部改正）

（目的）

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められている趣旨等を踏まえ、工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理については、本要綱により行う。

（対象工事）

第2条 本要綱により苦情処理の対象となる工事は、次の各号に定めるものとする。ただし、予定価格が250万円を超えないものを除く。

- (1) 条件付一般競争入札方式によった工事
  - (2) 指名競争入札方式によった工事
  - (3) 随意契約によった工事
- 2 予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める額以上の工事については、「熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱」（平成8年熊本県告示第446号の2）に基づく熊本県政府調達苦情検討委員会により苦情処理を行うものとする。

（審議機関）

第3条 一次苦情申立ての処理機関は、第2条第1項の(1)については、競争参加資格の有無の決定を行った競争参加資格審査会を所管する部局等、第2条第1項の(2)については、指名業者の選定を行った建設業者指名審査会を所管する部局等、第2条第1項の(3)については、建設業者の選定を行った部局等（以下「選定部局等」という。）とする。

2 二次苦情申立ての処理機関は、熊本県入札監視委員会とする。

（苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲）

第4条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条件付一般競争入札  
競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められたもので、競争参加資格がないと認めた理由に対して不服がある者及びその他の手続に不服がある者は、選定部局等の長に対して競争参加資格がないと認めた理由及びその他の手続についての説明を求めることができる。
- (2) 指名競争入札  
当該入札と同一の工事種別について、入札参加者資格を有する者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、選定部局等の長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
- (3) 随意契約  
当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、選定部局等の長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

（苦情の申立ての方法）

第5条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる期間内に、苦情申立書（別記様式1）により、選定部局等の長に対して行うものとする。

なお、書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる苦情にあつては、選定部局等の長が競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内
- (2) 前条第2号に掲げる苦情にあつては、選定部局等の長が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内

(3) 前条第3号に掲げる苦情にあつては、選定部局等の長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内

（苦情申立てへの回答）

第6条 苦情の申立てがあつた場合は、選定部局等の長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に苦情申立てに係る回答書（別記様式2。以下「回答書」という。）により回答を行うものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

（苦情の申立ての却下）

第7条 選定部局等の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（苦情の申立てについての教示）

第8条 選定部局等の長は、苦情の申立てができる旨の教示を次の各号により行うものとする。ただし、本要綱の対象工事に係るものに限る。

(1) 条件付一般競争入札にあつては、入札公告又は共通事項書において、第4条第1号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。

(2) 指名競争入札にあつては、入札一覧表において第4条第2号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。

(3) 随意契約にあつては、契約結果表において第4条第3号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。

（苦情処理手続に係る明示）

第9条 選定部局等の長は、第4条から第6条に係る手続について、次の各号により明示するものとする。ただし、本要綱により対象となる工事に限るものとする。

(1) 第4条第1号に係る手続については、競争参加資格確認通知書に記載する。

(2) 第4条第2号に係る手続については、入札一覧表に記載する。

(3) 第4条第3号に係る手続については、契約結果表に記載する。

（一次苦情処理結果概要の公表）

第10条 選定部局等の長は、申立者に回答を行ったときは、一次苦情処理結果概要（別記様式3）を速やかに公表するものとする。

（二次苦情の申立てができる者）

第11条 回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、選定部局等の長に対して、二次苦情の申立てを行うことができる。

（二次苦情申立ての方法）

第12条 二次苦情の申立ては、選定部局等の長から回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、二次苦情申立書（別記様式4）により選定部局等の長に対して行うことができるものとする。

2 二次苦情の申立てがあつた場合、選定部局等の長は、速やかに、「熊本県入札監視委員会設置要綱」（平成14年熊本県告示第123号）により設置される熊本県入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続、二次苦情申立書の様式等については、本要綱及び熊本県入札監視委員会設置要綱によるものとする。

（二次苦情申立てへの回答）

第13条 選定部局等の長は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえたうえで、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を二次苦情申立てに係る回答書（別記様式5）により回答するものとする。

（二次苦情の申立ての却下）

第14条 選定部局等の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後7日以内（休日を含まない。）にその申立てを却下することができるものとする。

（二次苦情申立てについての教示）

第15条 選定部局等の長は、第6条に定める回答書に、二次苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

（二次苦情処理手続に係る明示）

第16条 選定部局等の長は、第11条から第13条に係る手続について、第6条に定める回答書に記載して明示するほか、第9条の方法により明示するものとする。

（二次苦情処理結果の公表）

第17条 選定部局等の長は、二次苦情の申立者に回答を行ったときには、二次苦情処理結果概要（別記様式6）を速やかに公表するものとする。

附 則

- 1 本要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 本要綱による措置は、施行日前において、入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお、従前の例によるものとする。
- 3 第2条第1項の規定の適用については、当面、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1,000万円を超えないものを対象工事から除外するものとする。

附 則

本要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年7月1日から施行する。

別記様式 1

## 苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

（選定部局の長）

様

（苦情申立者の住所・氏名）

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

（電話番号）

1 苦情申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

別記様式 2

第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称

代表者名

様

（選定部局の長）

### 苦情申立てに係る回答書

平成 年 月 日付けで申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 申立事項への説明

3 二次苦情申立てについて

本回答書について異議がある場合は、二次苦情の申立てを行うことができます。

二次苦情の申立てを行う場合は、本回答書を受理した日から7日（熊本県の休日を定める条例（平成元年条例第10号）第1条に規定する熊本県の休日を含まない。）以内に書面により行うものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、本回答書に対し不服のある事項、不服の根拠となる事項等について記載してください。

別記様式3

## 一 次 苦 情 処 理 結 果 概 要

### 1 一次苦情処理申立ての概要

申 立 日	平成 年 月 日
申 立 者	住所  商号又は名称  代表者名  電話番号
一次苦情の内容	1 一次苦情申立ての対象となる工事名  2 不服のある事項  3 2の主張の根拠となる事項
申 立 先	

### 2 回答の概要

回 答 日	平成 年 月 日
回 答 者	
回答の内容	

別記様式4

## 二 次 苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

（選定部局の長） 様

（二次苦情申立者の住所・氏名）

住所

商号又は名称

代表者氏名

（電話番号）

印

1 二次苦情申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

別記様式5

第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者名

様

（選定部局の長）

### 二次苦情申立てに係る回答書

平成 年 月 日付けで申立てがあった不服事項等について、下記のとおり回答  
します。

記

1 工事名

2 申立事項への説明

別記様式 6

## 二次苦情処理結果概要

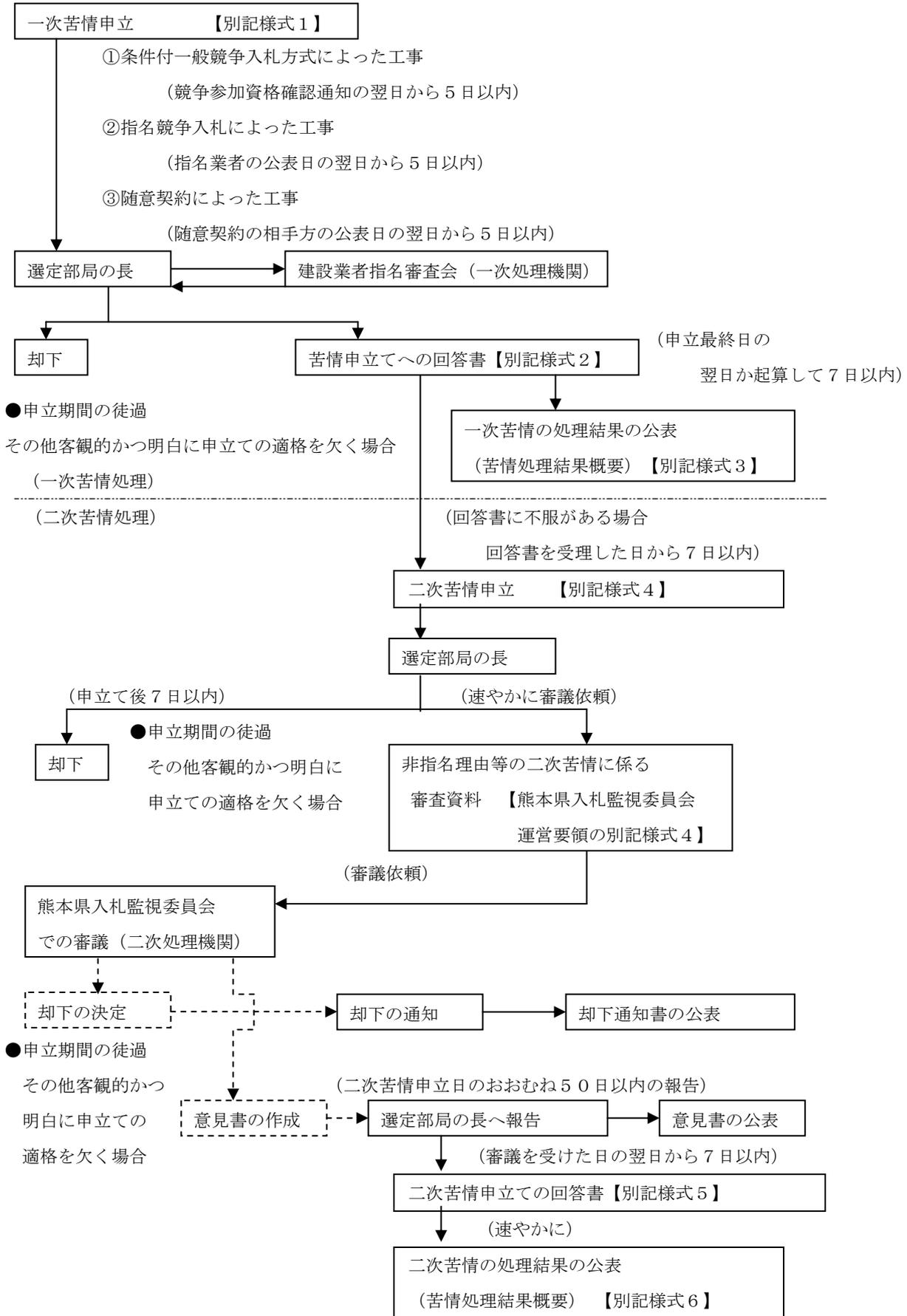
### 1 二次苦情処理申立の概要

申 立 日	平成 年 月 日
申 立 者	住所  商号又は名称  代表者名  電話番号
二次苦情の内容	1 二次苦情申立の対象となる工事名  2 不服のある事項  3 2の主張の根拠となる事項
申 立 先	

### 2 回答の概要

回 答 日	平成 年 月 日
回 答 者	
回答の内容	

苦情処理手続の流れ



## 熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（抜粋）

（平成16年3月31日告示第331号）

（平成17年9月16日告示第1101号の4一部改正）

（平成19年6月29日告示第589号の3一部改正）

（平成20年3月5日告示第171号一部改正）

（平成21年6月26日告示第619号一部改正）

### 1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合の手続（以下「低入札価格調査」という。）について必要な事項を定める。

### 2 対象工事

この要領による低入札価格調査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札及び条件付一般競争入札（設計金額が5億円以上の建設工事に限る。）に付するものとする。

なお、上記以外の工事についても、必要があると認められるときは、この要領に定める手続に従い、対象工事とすることができる。

### 3 低入札価格調査基準価格の設定

低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、原則として、予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額（円未満切捨て）、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）、現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額（円未満切捨て）及び一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額（円未満切捨て）の合計額とする。ただし、調査基準価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の100分の90を超える場合は予定価格に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、調査基準価格が予定価格の100分の70に満たない場合は予定価格に100分の70を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

### 4 調査手続の開始

入札の結果、調査基準価格未満の価格で入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して、落札者の決定を保留する旨を宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき落札者の決定をするための調査を行い、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

### 5 契約審査委員会の設置

- (1) 4により調査の必要が生じた場合には、契約審査委員会を設置するものとする。
- (2) 契約審査委員会は、当該工事の競争参加資格審査会又は指名審査会を活用するものとし、会長は、当該審査会の会長をもって充てる。
- (3) 契約審査委員会における審議は、低入札価格調査報告書（様式1）に基づき行うものとする。
- (4) 契約審査委員会の事務は、当該工事の契約担当課が行うものとする。

### 6 数値的判断による失格基準

契約担当課及び事業担当課は、失格判断基準価格未満の価格で入札を行った者があった場合には、

7により調査を行うことなく、その旨を契約審査委員会に報告し、その意見を求めるものとする。

失格判断基準価格は、原則として、予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額に100分の85を乗じて得た額（円未満切捨て）、共通仮設費の額に100分の65を乗じて得た額（円未満切捨て）、現場管理費の額に100分の60を乗じて得た額（円未満切捨て）及び一般管理費の額に100分の20を乗じて得た額（円未満切捨て）の合計額とする。

## 7 調査及び検討

契約担当課は、調査基準価格未満の価格の入札であって、6の失格判断基準価格以上の価格の入札を行った者があった場合には、当該者から、工事費内訳書を徴取するとともに、原則として入札から7日以内に調査資料（様式2～12）を提出させることとする。

契約担当課及び事業担当課は、提出された調査資料を基に、調査基準価格未満の価格で入札を行った者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により調査及び検討を行い、契約審査委員会へ報告するものとする。

なお、調査に当たっては、必要に応じ、他部局の専門技術職員の補助を依頼することができるものとする。

### (1) 事情聴取を行う事項

- ア 当該価格により入札した理由（様式2）
- イ 契約対象工事近隣における手持工事の状況（様式3）
- ウ 契約対象工事に関連する手持工事の状況（様式4）
- エ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（様式5）
- オ 手持資材の状況（様式6）
- カ 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式7）
- キ 手持機械数の状況（様式8）
- ク 労務者の具体的供給見通し（様式9）
- ケ 過去に施工した県工事（様式10）
- コ 経営内容（様式11）
- サ その他必要な事項（様式12）

### (2) 調査を行う事項

- ア 工事費内訳書の内容 必要に応じ詳細な工事費内訳書を徴取する
- イ (1)のケの県工事に係る工事成績及び工事現場立入点検結果
- ウ 経営状況 必要に応じ保証事業会社等へ照会を行う
- エ 信用状態 建設業法その他関係法令の違反の有無
- オ その他必要な事項

### (3) 検討及び契約審査委員会への報告

契約担当課及び事業担当課は、(1)の事情聴取及び(2)の調査結果を総合的に勘案し、契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かを検討し、低入札価格調査報告書（様式1）に調査の結果及び契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かの意見を記載したうえで、契約審査委員会に報告し、その意見を求めなければならない。

## 8 契約審査委員会の審査

契約審査委員会は、6及び7の(3)により意見を求められたときは、審査を行うものとする。審査

結果は委員の過半の意見により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

9 契約審査委員会の審査結果に基づく落札者の決定等

(1) 審査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置

審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者を落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。（様式13、14）

(2) 審査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合等の措置

ア 6の失格判断基準価格未満の価格で入札を行った者は、失格とする。

イ 7に定める調査資料の提出がない場合又は審査委員会がその価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをしたもの（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

ウ ア又はイの場合で、次順位者が調査基準価格未満の価格の入札者であったときには、6以降と同様の手続による。

エ 次順位者を落札者に決定したときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。（様式13～15）

10 最低価格入札者との契約に係る措置

契約担当課は、9の(1)により契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。また、適正な履行の確保のため、必要に応じて、重点的な監督や厳格な検査を実施するものとする。

(1) 請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。

(2) 前金払の金額を請負代金額の10分の2以内とすること。

(3) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、落札者が過去2年以内に竣工した、あるいは現に施工中の県発注工事に関し、次のいずれかに該当する者であるときは、配置予定技術者のほか、同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任で配置すること（落札者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする）。

ア 65点未満の工事成績評定を通知された者

イ 施工中又は施工後において、発注者から工事請負契約に基づき修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直しは除く。

ウ 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

エ 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた者

11 入札参加者への周知

一般競争入札及び条件付一般競争入札においては一般競争入札公告共通事項書及び対象工事の入札公告に、指名競争入札においては指名通知に、次に掲げる事項を記載することとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる調査基準価格を設けていること。

(2) 調査基準価格未満の価格で入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

- (3) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (4) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならないこと。
- (5) 調査基準価格未満の価格で契約する場合は、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とすること。また、前金払については請負代金額の10分の2以下とすること。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事に関し、調査基準価格未満の価格で契約する場合において、契約の相手方が過去2年以内に竣工した、あるいは現に施工中の県発注工事に関し、次のいずれかに該当する者であるときは、配置技術者のほか、同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任で配置すること（落札者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする）。
  - ア 65点未満の工事成績評定を通知された者
  - イ 施工中又は施工後において、発注者から工事請負契約に基づき修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直しは除く。
  - ウ 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
  - エ 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた者

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

# 契約後 V E 方式実施要領 (抜粋)

平成21年4月1日から施行する。

熊本県農政部が発注する請負工事のうち、民間の技術開発を積極的に活用することによりコスト削減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける「契約後 V E 方式」を本要領により実施するものとする。

## (対象工事)

第1条 対象工事は、次の要件のいずれかを満たすものとする。

- 1 民間の技術開発が著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト削減が可能となる提案が期待できる工事。

## (V E 審査委員会)

第2条 別に定める V E 審査委員会設置要領により V E 審査委員会（以下「V E 委員会」という。）を設置する。

## (提案を求める範囲)

第4条 V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

なお、以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとするが、工事の実状に照らし個々に定めることとし、設計図書で明記するものとする。

- 1 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- 2 契約約款第18条に基づき条件変更が確認された後の提案。
- 3 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

## (提案の提出期間等)

第5条 提案の提出期間等について以下のとおり定める。

### 1 提出期限

V E 提案の提出期間は、原則として、契約の締結日から60日以内とする。

提案の回数は、原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができるものとする。

### 2 提出書類

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ア V E 提案書             | (V E 様式 1 号) |
| イ 設計図書と V E 提案の内容の対比等 | (V E 様式 2 号) |
| ウ V E 提案による概算低減額算出根拠  | (V E 様式 3 号) |

エ その他詳細資料及び図面

(提案の審査)

第6条 提案の審査について以下のとおり定める。

- 1 V E提案の審査は、V E委員会が行うものとする。
- 2 V E委員会は、前条により提出されたV E提案書の内容についてヒヤリングを実施することができるものとする。
- 3 V E提案の審査に当たっては、V E提案書の内容に基づき、V E提案評価書 (V E様式4号) により施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性、機能性等の評価を行う。

(提案の採否の通知)

第7条 V E提案の採否については、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面 (V E様式5号) により通知するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(V E提案が適正と認められた場合の設計変更等)

第8条 V E提案が適正と認められた場合の設計変更等について以下のとおり定める。

- 1 V E提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2 前号の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更しなければならない。
- 3 前号の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額 (以下「V E管理費」という。) を削減しないものとする。また、削減した請負代金額については、次のとおり証明書を発行するものとする。

ア 竣工認定書に併せて契約後V E縮減額証明書 (以下「証明書」という。) 1部を発行すること。

イ 証明書 (V E様式6号) には、工事名、工事場所、請負業者名とその建設業許可番号、工期、最終請負代金額、V E提案による工事費の縮減額を記載すること。

ウ 証明書記載事項である「V E提案による工事費の縮減額」については、設計変更におけるV E管理費に消費税相当額を加算した額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) を計上し、記載すること。

エ 共同企業体の場合、証明書 (V E様式7号) は、共同企業体の構成員の数と同部数発行すること。

- 4 V E 提案が適正と認められた後、契約約款第 18 条の条件変更が生じた場合、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

(提案内容の保護)

第 9 条 V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、この旨を入札説明書、特記仕様書等に記載するものとする。

(責任の所在)

第 10 条 V E 提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない旨を入札説明書、特記仕様書等に記載するものとする。

(契約約款の特約事項)

第 11 条 対象とされた工事については、契約後 V E 方式である旨の特約事項 (別紙 1) を熊本県公共工事請負契約約款に設けるものとする。

(明示する事項)

第 12 条 入札方式別の明示を必要とする事項及び特記仕様書については下記のとおりとする。なお、作成例文については別紙 2 の 1 から別紙 5 を参照すること。

1 一般競争入札方式及び条件付一般競争入札方式

ア 入札公告

- ① 契約後 V E 方式の対象工事であること。
- ② 詳細を特記仕様書等で明記していること。

イ 入札説明書

- ① 契約後 V E 方式の対象工事であること。
- ② 詳細を特記仕様書等で明記していること。

2 公募型指名競争入札方式

ア 入札揭示

- ① 契約後 V E 方式の対象工事であること。
- ② 詳細を特記仕様書等で明記していること。

イ 技術資料作成要領

- ① 契約後 V E 方式の対象工事であること。
- ② 詳細を特記仕様書等で明記していること。

3 通常指名競争入札方式

ア 入札通知書

- ① 契約後 V E 方式の対象工事であること。

② 詳細を特記仕様書等で明記していること。

#### 4 特記仕様書

- ① 第3条から第9条に関すること。
- ② VE提案を提出する際の様式。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(別紙 1)

## 契約後 V E に係る特約条項

(設計図書の変更に係る乙の提案)

第 1 条 乙は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、甲に提案することができる。

2 甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(別紙 2 の 1) 一般競争入札標準入札公告例・・・省略

(別紙 2 の 2) 一般競争入札標準入札説明書例・・・省略

(別紙 2 の 3) 条件付一般競争入札標準入札公告例・・・省略

(別紙 2 の 4) 条件付一般競争入札標準入札説明書例・・・省略

(別紙 5)・・・省略

V E 様式 1 ～ 5 号・・・省略

(別紙 3 の 1) 標準入札揭示例

熊本県公募型指名競争入札事務手続処理要領の標準入札揭示例を次のとおり修正する。(下線部が修正箇所)

## 公募型指名競争入札揭示

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、指名を希望する場合は関係書類を作成のうえ提出してください。

平成 年 月 日

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

### 第 1 工事の概要

- 1 工事番号 平成○年度 ○○○○第○○○○-○-○○○号
- 2 工事名 ○○○○○○○工事
- 3 工事場所 ○○市○○地内
- 4 工事概要 橋梁下部工工事  
橋脚形式 (張出式橋脚 3 基)  
基礎形式 (場所打杭 (φ=800mm) 1 8 本)
- 5 工期 約○○箇月間

**6 その他 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式の対象工事である。**

第 2 ~ 第 4 (略)

### 第 5 その他

- 1 技術資料の提出と同時に建設工事入札参加資格審査申請書 (共同企業体) 及び建設工事共同企業体協定書の写しを提出すること。

(2 3 は土木部引用)

- 2 当該競争入札に付する工事は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 4 号) 第 9 6 条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。

### 3 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細は特記仕様書等による。

- 4 手続き等についての問い合わせ先

〒 8 6 2 - 8 5 7 0

熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号

熊本県○○部○○課○○○係

電話 0 9 6 - 3 8 3 - 1 1 1 1 内線○○○○

(別紙 3 の 2) 標準技術資料作成要領例

熊本県公募型指名競争入札事務手続処理要領の技術資料作成要領を次のとおり修正する。(下線部が修正箇所)

## 技術資料作成要領

平成〇年〇月〇日付けで掲示を行った〇〇〇〇工事の公募型指名競争入札に係る技術資料作成については、この技術資料作成要領によるものとする。

平成 年 月 日

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

### 第 1 工事の概要

- 1 工事番号 平成〇年度 〇〇〇〇第〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇号
- 2 工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 3 工事場所 〇〇市〇〇地内

4 工事内容 本工事は、〇〇〇〇道路事業の一環として P<sub>1</sub>～P<sub>3</sub>間の橋脚の工事を行うものである。

5 工事概要 道路規格 第 3 種 2 級 (設計速度 V = 6 0 K m / h)  
 橋脚型式 張出式橋脚 3 基  
 基礎形式 場所打杭 (φ = 800mm) 1 8 本

6 工期 約〇〇箇月間

7 その他 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式の対象工事である。

第 2 ～ 第 5 (略)

### 第 6 技術資料作成要領

1 ～ 7 (略)

#### 8. 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細は特記仕様書等による。

### 第 9 手続等についての問い合わせ先

〒 8 6 2 - 8 5 7 0

熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号

熊本県農政部農地建設課

電話 0 9 6 - 3 8 3 - 1 1 1 1 内線 5 4 6 1

(別紙 4)

通常指名競争入札の指名競争入札通知書を次のとおり修正する (下線部が修正箇所)

第 号  
年 月 日

様

熊本県〇〇部〇〇課長

## 指名競争入札通知書

下記のとおり指名競争入札に付しますから熊本県競争契約入札心得その他関係規定を承知のうえ、入札してください。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所

(4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式の対象工事です。

#### 2 契約条項を示す場所

#### 3 仕様書閲覧期間

及び現場説明日時場所

#### 4 競争入札及び開札の場所

#### 5 競争入札及び開札の日時

#### 6 入札保証金 免除

#### 7 無効入札に関する事項 熊本県競争契約入札心得による

#### 8 契約締結の申し出期限 同上

#### 9 入札辞退 入札を希望しない場合は入札を辞退することができる。 (熊本県競争契約入札心得で定めた入札辞退届を提出してください)

#### 10 最低制限価格 有

#### 11 予定価格 一金 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

#### 12 その他

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記入してください。

(2) 落札者には工事費内訳書を提出していただきます。

#### 13 契約後 V E に関する事項

##### (1) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細は特記仕様書等による。

※下線部については備考に注記のうえ、裏面に記載してもよい。

V E 様式 6 号

平成 年 月 日

## 契約後 V E 縮減額証明書

下記工事は契約後 V E 方式の対象工事であり、V E 提案による工事費の縮減額は下記のとおりであることを証明します。

### 記

1. 工事名 : ○○建設工事
2. 工事場所
3. 請負業者名  
(建設業の許可番号)
4. 工期 : 平成○年○月○日～平成○年○月○日
5. 最終請負代金額
6. V E 提案による工事費の縮減額 : ○○, ○○○, ○○○円

熊本県知事

印

V E 様式 7 号

平成 年 月 日

## 契約後 V E 縮減額証明書

下記工事は契約後 V E 方式の対象工事であり、V E 提案による工事費の縮減額は下記のとおりであることを証明します。

### 記

1. 工事名 : ○○建設工事
2. 工事場所
3. 請負業者名 : ○○・○○特定建設工事<sup>(注)</sup> 共同企業体  
構成員の出資比率 ○○建設(株) ○○%  
(株)○○組 ○○%
4. 工期 : 平成○年○月○日～平成○年○月○日
5. 最終請負代金額
6. V E 提案による工事費の縮減額 : ○○, ○○○, ○○○円

熊本県知事

印

(注) 経常建設共同企業体の場合、経常建設共同企業体名を記載

# 熊本県建設業者立入検査実施要項（公表）

（平成 14 年 10 月 28 日告示第 841 号）

（趣旨）

第 1 条 この要項は、熊本県における建設業許可申請及び経営事項審査申請の適正化並びに建設工事の適正な施工を確保するために行う建設業法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく立入検査に関し必要な事項を定める。

（検査対象業者）

第 2 条 立入検査の対象業者は、熊本県内で建設業を営む者であつて次に掲げるものとする。

- （1）建設業許可申請書類等に疑義のある者
- （2）経営事項審査申請書類等に疑義のある者
- （3）建設工事の施工体制に建設業法違反の疑義がある者

（検査事項）

第 3 条 検査員は、次の事項について、別記様式 1「建設業者立入検査調査票（報告書）」に基づき検査する。

（1）建設業許可基準の適合状況

（例）経營業務の管理責任者及び専任技術者に係る出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿、社会保険書類、職員名簿、組織図、配席図、社内規定、看板、標識、住所表示物、備え付け、帳簿、契約書・工事受注関係書類、什器備品、その他必要と認めるもの

（2）経営事項審査申請内容の現状

（例）契約書・工事受注関係書類、施工体制台帳、税申告書類等、通帳、総勘定元帳

（3）建設工事の施工体制の状況

（検査方法）

第 4 条 検査方法は、営業所等への立入検査による事実確認及び当事者からの聞取りを原則とし、特に必要な場合は、関係機関に対し任意の説明又は書類等の提出を求めるものとする。

（検査員）

第 5 条 検査員は建設業法第 3 1 条第 3 項の立入検査資格を有する職員とする。必要と認められる場合は、検査員を補助する職員を同行させることができる。

（検査員証の提示）

第 6 条 検査員は、検査に際し、対象業者に身分証明書を呈示し検査の目的を告げることとする。

（検査の事前通告）

第 7 条 立入検査の効率化を図るため、原則として事前に検査日を通告し、代表者、経營業務の管理責任者、専任技術者等の立会いを求めるものとする。

（遵守事項）

第 8 条 検査員は立入検査に際し次の事項を遵守しなければならない。

- （1）業者の業務遂行に支障のないよう配慮すること。
- （2）検査に際し知り得た情報や秘密を保持すること。

（検査結果の報告）

第 9 条 検査員は検査実施後遅滞なく別記様式 1 により所属長に検査結果を報告するものとする。

（指導及び措置）

第 10 条 検査員は、検査終了後、是正が必要であると認められる事項については業者に対し指導を行う。なお、特に必要と認められる場合は、建設業法第 41 条に基づく指導、助言及び勧告又は建設業法第 28 条又は 29 条に基づく監督処分等の措置を行う。

（検査の拒否に対する措置）

第 11 条 検査員は、検査の拒否、妨害又は忌避があったとき、その他検査の実施が困難であると認めるときは、直ちに所属長に報告し、指示を受けなければならない。

（関係機関との連携）

第 12 条 検査に際して、特に必要がある場合には警察等の関係機関との連携を図り実施するものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

## 特定建設業者のみなさまへ

公共工事を受注し、下請契約の請負代金の総額が3000万円以上（建築一式工事は4500万円以上）になる場合は、施工体制台帳の写しの発注者への提出が必要です。

### ■ 施工体制台帳の目的

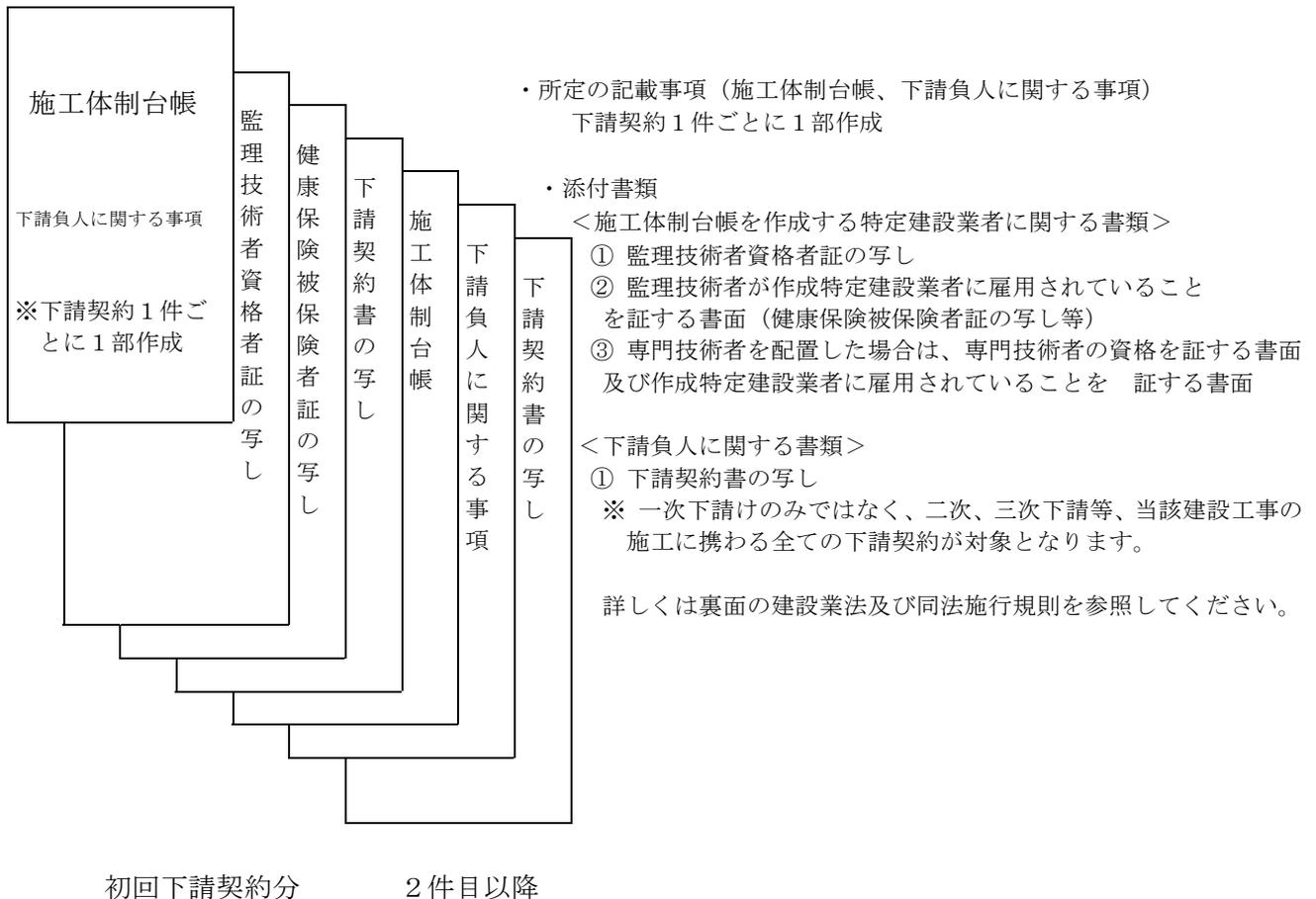
建設工事の施工は、一般的に、それぞれ独立した各種専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っているため、工事現場においては、多数の建設業者が施工に携わるといった状態となっています。

このような中で、建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、直接の契約関係にある下請業者のみならず、当該工事の施工に当たる全ての建設業を営む者を監督しつつ工事全体の施工を管理する必要があります。

特定建設業者は、施工体制台帳の作成等を通じ施工体制の的確な把握を行うことによって、建設工事の適正な施工に努め、必要に応じ、下請負人に対する適切な指導等に努めなければなりません。

### ■ 施工体制台帳とは・・・

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っています。



### ■ 提出時期

下請契約ごとに、契約締結日から7日以内に下請報告書とともに1部提出してください。

### 建設業法（抜粋）

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

第24条の7 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

### 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抜粋）

（施工体制台帳の提出等）

第13条 公共工事の受注者（建設業法第24条の7第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

### 建設業法施行令（抜粋）

（法第24条の7第1項の金額）

第7条の4 法第24条の7第1項の政令で定める金額は、3千万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、4千5百万円とする。

### 建設業法施行規則（抜粋）

（施工体制台帳の記載事項等）

第14条の2 法第24条の7第1項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成特定建設業者（法第24条の7第1項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）が許可を受けて営む建設業の種類
- 二 作成特定建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
  - イ 建設工事の名称、内容及び工期
  - ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
  - ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第19条の2第2項に規定する通知事項

- ニ 作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第19条の2第1項に規定する通知事項
- ホ 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別
- ヘ 法第16条の2第1項又は第2項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの監理技術者以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第7条第2号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）
- 三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項
  - イ 商号又は名称及び住所
  - ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
- 四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
  - イ 建設工事の名称、内容及び工期
  - ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日
  - ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第19条の2第2項に規定する通知事項
  - ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第19条の2第1項に規定する通知事項
  - ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別
  - ヘ 当該下請負人が法第26条の2第1項又は第2項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
  - ト 当該建設工事が作成特定建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び所在地
- 2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写し（作成特定建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。第14条の4第3項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）
  - 二 前項第2号ホの監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第26条第4項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該監理技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている

者であることを証する書面又はこれらの写し

- 三 前項第2号へに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。
- 4 法第19条第3項に規定する措置が講じられた場合にあっては、契約事項等が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第2項第1号に規定する添付書類に代えることができる。

#### 熊本県土木工事共通仕様書（抜粋）

##### 1-1-11 施工体制台帳

- 1 請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になるときは、別に定めた建設省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、別に定める様式により監督職員に提出しなければならない。





## 書式の統一

(標準タイプの設定) (請負者から発注者への提出書類)

区分	書 類 名	必 須	必 要 時	規 定	標 準	標 準 外	添 付 有 無	備 考	
	入札・契約								
入 札 時	1 入札（見積）書	○		○			無		
	2 委任状		△		○		無		
	3 入札辞退届		△	○			無		
契 約 時	4 課税事業者届出書		△	○			無		
	5 免税事業者届出書						無		
	6 建設業退職金共済組合掛金収納書		△	○			無		
	7 法定外労働災害補償制度加入証明書		△		○		無		
	8 契約保証金納付書		△	○			無		
	9 契約保証金還付請求書	○		○			無		
	10 保証書に係る受領書	○		○			無		
着 工 前 I	11 着工届	○			○		○	参考2	
	12 現場代理人・主任（監理）技術者通知書	○		○			○	参考2（様式第4号）	
		同上の経歴書		△			○	○	参考2（様式第4-2号）
	13 工程表（文書）	○				○	○	参考2（様式第1号）	
		工程表（別紙）	○				○	○	参考2（様式第1-2号）
		委任権限除外通知書		△			○	○	参考2（様式第3号）
	14 工事中標識設置届	○			○		○	様式第6号	
	15 標示施設等の設置状況写真	○			○		○	様式第6-2号	
	16 標識・標示・保安施設・誘導員設置位置図	○			○		○	様式第6-3号	
	17 標識設置状況写真	○			○		○	様式第6-4号	
18 請求書（工事前払金）		△		○		○	参考2		
着 工 前 II	19 建設廃棄物処理実施計画書		△		○				
	20 再生資源利用計画書		△			○		国の統一書式に準じる	
	21 再生資源利用促進計画書		△			○			
	22 施工体制台帳		△		○		○		
	23 下請人に関する事項		△		○		○		
	24 下請報告書		△		○		○		
	25 排出ガス対策型以外の機械の使用願		△		○				
26 工事材料確認検査願		△		○					

区分	書類名	必須	必要時	規定	標準	標準外	添付有無	備考
施工中	27	報告・協議書		△		○	○	様式第7号
	28	段階検査・立会願		△		○		
		工事材料確認検査願		△			○ ○	参考2（様式第5号）
		支給材料請求書		△			○ ○	参考2（様式第6号）
		支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書		△			○ ○	参考2（様式第7号）
		支給材料（又は貸与品）返還書		△			○ ○	参考2（様式第8号）
		工事現場発生材報告書		△			○ ○	参考2（様式第9号）
		工期変更願		△			○ ○	参考2（様式第10号）
		中間前金払制度の創設及びその取扱いについて		△				
	29	中間検査願		△		○		
	30	現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書		△		○		
	31	出来形部分確認請求書		△	○			
		（指定部分）引渡書		△			○ ○	参考2（様式第12-2号）
32	請求書（出来形部分払い時）		△		○			
しゅん工時	33	工事完成通知書（しゅん工届）	○		○		○	参考2（様式第11号）
	34	工事目的物引渡し申出書	○		○		○	参考2（様式第12号）
	35	工事技術管理報告書		△			○	各社のパソコンソフト 活用
	36	品質管理総括表		△			○	
	37	出来形管理総括表		△			○	
	38	安全訓練等の実施状況報告書		△		○		
	39	再生資源利用実施書		△			○	国の統一書式に準じる
	40	再生資源利用促進実施書		△			○	
	41	建設廃棄物処理実績集計表		△		○		
42	再生資材使用証明書		△		○			
43	道路台帳補正完了証明書		△		○			
検査後								
	44	破壊検査箇所復築完了届		△		○		
	45	請求書（工事代金）	○			○		

# 文書・様式等の一覧表

区分	書類名	文書管理	添付有無	備考	
入札時	工事費内訳書確認事務処理要領	土木部長名	○		
	熊本県談合情報処理要領（抜粋）		○		
	熊本県一般競争入札等事務手続処理要領	H21. 6. 25	○		
	熊本県公共工事請負契約約款	H21. 3. 27 告示第270号	○		
	熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（抜粋）	H21. 6. 26 告示第619号	○		
契約後	契約後VE方式実施要領（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約後VEに係る特約条項</li> <li>・ 公募型指名競争入札揭示</li> <li>・ 技術資料作成要領</li> <li>・ 指名競争入札通知書</li> <li>・ 契約後VE縮減額証明書</li> <li>・ 契約後VE縮減額証明書</li> </ul>		○	（別紙1） （別紙3の1） （別紙3の2） （別紙4） VE様式6号 VE様式7号	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る工事契約手続き <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明書</li> <li>・ 建築物に係る解体工事</li> <li>・ 建築物に係る新築工事等</li> <li>・ 建築物以外のものに係る新築工事等</li> <li>・ 契約書別紙（建築物に係る解体工事）</li> <li>・ 契約書別紙（建築物に係る新築工事）</li> <li>・ 契約書別紙（建築物以外・・・工事）</li> <li>・ 通知書</li> <li>・ 具体的な工事の種類例</li> <li>・ 再資源化等報告書</li> <li>・ 同上の別紙</li> </ul>	H14. 55. 29 三部長通知	○	別記様式1 別表1 別表2 別表3 別表1：別記様式2 別表2：別記様式2 別表3：別記様式2 別記様式3 別記様式4 同上の別紙	

区分	書類名	文書管理	添付有無	備考
施	下請契約報告事務取扱要領	H15. 3. 5 監第2127号	○	
	同上 下請報告書			別記様式1
	同上 元請・下請関係内容表(元請けが記載)			別記様式2
	同上 施工体制台帳			別記様式3
	同上 下請負人に関する事項			別記様式4
	同上 施工体系図			別記様式5
	同上 工事担当技術者台帳			別記様式6
	施工体制台帳(特定建設業にみなさまへ)		○	
	熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱	H19. 6. 29 県告示第589号の4	○	
	・苦情申立書			別記様式1
	・苦情申立てに係る回答書			別記様式2
	・一次苦情処理結果概要			別記様式3
	・二次苦情申立書			別記様式4
	・二次苦情申立てに係る回答書			別記様式5
・二次苦情処理結果概要	別記様式6			
熊本県建設業者現場立入検査実施要領	H14. 10. 28 告示第841号	○		
・工事現場立入点検票			別記様式1	
・(現場立入点検用)指 示 書			別記様式2	
・工事現場立入点検における違反について			別記様式3	
下請契約報告事務取扱要領	(平成15年3月5日 監第2127号改正)	○		
・下 請 報 告 書			別記様式1	
・元請・下請関係内容表			別記様式2	
・施 工 体 制 台 帳			別記様式3	
・<下請負人に関する事項>			別記様式4	
・災害防止協議会施工体系図			別記様式5	
木請負工事における安全・訓練等の実施報告書	土 検 第 54 号 平成7年4月18日			
主任技術者及び現場代理人の取扱	平成15年2月27日 土木部長通知 平成21年6月19日 一部改正	○		
建設事故等の原因や安全管理などを検証する「建設事故調査委員会」の設置	農計技管第117号	○	調査結果について(報告文書)	
工事現場における建設機械等のアイドリングストップの点検記録票	—	○	様式1(月集計用) 様式2(日常点検用)	
土木請負工事における安全・訓練等の実施報告書	土 検 第 54 号 平成7年4月18日	○		